

令和7年2月17日招集

田村市議会 3月定例会提出議案

## 議 案 目 次

(議案番号)	(議 案 名)	(頁)
議案第5号	田村市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例	1
議案第6号	田村市立小中学校授業推進員の報酬、勤務時間等に関する条例	5
議案第7号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	6
議案第8号	地方公務員法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例	10
議案第9号	田村市防災会議条例の一部を改正する条例	11
議案第10号	田村市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	12
議案第11号	田村市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	14
議案第12号	田村市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	15
議案第13号	田村市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	17
議案第14号	田村市文化センター条例の一部を改正する条例	35
議案第15号	田村市保育所条例の一部を改正する条例	37
議案第16号	田村市老人憩の家条例の一部を改正する条例	38
議案第17号	令和6年度田村市一般会計補正予算(第8号)について	40
議案第18号	令和6年度田村市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について	41
議案第19号	令和6年度田村市介護保険特別会計補正予算(第4号)について	42
議案第20号	令和6年度田村市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について	43
議案第21号	令和6年度田村市診療所事業特別会計補正予算(第4号)について	44
議案第22号	令和6年度田村市水道事業会計補正予算(第4号)について	45
議案第23号	令和6年度田村市公共下水道事業会計補正予算(第3号)について	46
議案第24号	令和6年度田村市病院事業会計補正予算(第1号)について	47
議案第25号	令和7年度田村市一般会計予算について	48
議案第26号	令和7年度田村市国民健康保険特別会計予算について	49
議案第27号	令和7年度田村市介護保険特別会計予算について	50
議案第28号	令和7年度田村市後期高齢者医療特別会計予算について	51
議案第29号	令和7年度田村市診療所事業特別会計予算について	52
議案第30号	令和7年度田村市水道事業会計予算について	53
議案第31号	令和7年度田村市公共下水道事業会計予算について	54
議案第32号	令和7年度田村市病院事業会計予算について	55
議案第33号	新市建設計画の変更について	56
議案第34号	財産の取得について	67

## 議案第5号

### 田村市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例

#### (目的)

第1条 この条例は、太陽光発電設備の設置による自然環境、生活環境及び景観等(以下「自然環境等」という。)に及ぼす影響並びに災害の発生が危惧されることに鑑み、太陽光発電設備の設置及び管理について必要な事項を定めることにより、地域と調和する太陽光発電事業の普及を図り、併せて市の良好な環境の保全及び災害の防止並びに市民の安全で安心な生活の確保を目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。
- (2) 事業 太陽光発電設備を設置して発電を行う事業(当該設備の設置に伴う立竹木の伐採、切土、盛土、埋立て等の造成工事を含む。)をいう。
- (3) 事業区域 事業の用に供する一団の土地(継続的又は一体的に事業を実施する土地を含む。)をいう。
- (4) 事業者 事業を実施する者(契約により事業の実施を請け負う者を含む。)及びその地位を承継した者をいう。
- (5) 土地所有者等 事業区域の土地所有権その他の使用又は収益を目的とする権利を有する者をいう。
- (6) 地域住民等 生活環境に著しい影響を受けるおそれがある者であって規則で定めるものをいう。

#### (事業者の責務)

第3条 事業者は、事業の実施に当たり、この条例及び関係法令等を遵守し、地域住民等の理解を得るとともに、自然環境等の保全に支障が生じないよう、常時安全かつ良好な状態を維持しなければならない。

2 事業者は、事業の実施に係る苦情、被害及び紛争が生じたときは、自らの責任と負担において解決に当たらなければならない。

#### (土地所有者等の責務)

第4条 土地所有者等は、事業により自然環境等を害することがないよう当該土地を適正に管理しなければならない。

2 土地所有者等は、事業者と連帯して前条の責務を負わなければならない。

3 土地所有者等は、自然環境等を害するおそれがある事業を行う事業者に対して、当該土地を提供することのないよう努めなければならない。

#### (市の責務)

第5条 市は、第1条に規定する目的を達成するため、必要な措置を実施するものとする。

#### (市民の責務)

第6条 市民は、この条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

#### (適用範囲)

第7条 この条例の規定は、次の各号に掲げる事業について適用する。

- (1) 総発電出力が10キロワット以上の事業
- (2) 次のいずれかに該当する事業のうち、完了後又は変更後の総発電出力が10キロワット以上となるもの
  - ア 実質的に同一と認められる事業者が同時期又は近接した時期に、実質的に同一と認められる場所で行う事業
  - イ 複数の太陽光発電設備を設置する事業
  - ウ 既に施工が完了し、又は施工中である事業の太陽光発電設備の変更等を行う事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業は、この条例の規定を適用しないものとする。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物に太陽光発電設備を設置する事業
- (2) 工場立地法(昭和34年法律第24号)第4条第1項第1号に規定する環境施設として太陽光発電設備を設

## 置する事業

### (事業禁止区域)

第8条 何人も、次の各号に掲げる区域(当該区域に事業区域の一部が含まれる場合における当該事業区域の全部を含む。)において、事業を実施してはならない。ただし、当該各号に規定する法律の規定(当該法律の委任に基づく命令、条例等の規定を含む。)に基づき太陽光発電設備の設置に係る行為が許可され、又は認められている場合は、この限りでない。

- (1) 砂防法(明治30年法律第29号)第2条の規定により指定された土地の区域
- (2) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項又は第25条の2第1項の規定により指定された保安林
- (3) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項に規定する地すべり防止区域
- (4) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
- (5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域

### (抑制区域)

第9条 市長は、災害の防止、良好な生活環境の保全その他の事由により、太陽光発電設備の設置が望ましくないと認める区域(以下「抑制区域」という。)を指定することができる。

- 2 市長は、抑制区域において、事業を実施しないよう事業者に協力を求めるものとする。
- 3 抑制区域は、規則で定める。

### (事前協議)

第10条 事業者は、第13条第1項又は第2項の規定による届出をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ事業の計画について市長と協議しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による協議があったときは、事業者に必要な指導又は助言を行うものとする。

### (事業計画標識の設置)

第11条 事業者は、地域住民等に事業の計画を公開し、周知するため、次条に規定する説明会を行う14日以上前から説明会を行う日まで、規則で定めるところにより、事業区域内の道路に面した見やすい場所に標識を設置しなければならない。

### (説明会の実施)

第12条 事業者は、第10条の規定による事前協議が整ったときは、規則で定めるところにより、次条第1項又は第2項の規定による届出をする前に、地域住民等に対し、説明会を開催しなければならない。

- 2 前項の説明会には、事業区域及び周辺地域における自然環境等の保全、災害発生の防止、構造の安全性、事業期間中の安全管理並びに事業終了後の措置に関する事項を内容に含めなければならない。
- 3 事業者は、第1項の説明会(次条第1項の届出に係るものに限る。)を開催した後、地域の特性を踏まえ、前項の措置の内容について、地域住民等の同意を得なければならない。

### (届出)

第13条 事業者は、事業に係る工事に着手しようとするときは、規則で定めるところにより、当該工事に着手しようとする日の60日前までに、地域住民等の同意書(前条第3項の同意に係るものに限る。)を添えて市長に届け出なければならない。

- 2 事業者は、前項の規定により届け出た事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。
- 3 事業者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

### (事業終了後の措置)

第14条 事業者は、事業を終了しようとするときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

- 2 事業者は、前項の規定による届出の後、速やかに太陽光発電設備を撤去し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)その他関係法令等に従い、撤去により生じた廃棄物を適正に処理しなければならない。

3 事業者は、事業終了後の撤去及び廃棄物の処理に充てる費用を計画的な積立て等の方法により確保しなければならない。

(適正な維持管理)

第15条 事業者は、事業計画に従い、規則で定めるところにより、適正な維持管理をしなければならない。

(標識の設置)

第16条 事業者は、設置工事に着手する日から太陽光発電設備を撤去する日まで、事業区域内の道路に面した公衆の見やすい場所に、規則で定めるところにより、標識を設置しなければならない。

2 事業者は、前項の標識の内容に変更が生じたときは、速やかに変更後の標識を設置しなければならない。

(報告の徴収)

第17条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、事業の状況等について、報告を求めることができる。

(立入検査)

第18条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市の職員に事業者の事務所、事業所その他事業に関係のある場所又は事業区域に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により市の職員が立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを掲示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指導又は助言)

第19条 市長は、事業者に対し、事業の適正な実施のために必要な指導又は助言を行うことができる。

(勧告)

第20条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者に対し、相当の期限を定めて適切な措置を講じるよう勧告することができる。

(1) 第8条の規定に違反して事業を実施したとき。

(2) 第10条第2項又は前条の指導に正当な理由なく従わないとき。

(3) 第13条各項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) 第14条第1項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたとき又は同条第2項の規定による撤去若しくは適正な処理を行わなかったとき。

(5) 第18条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(命令)

第21条 市長は、第8条の規定に違反して事業を実施した事業者又は前条の規定による勧告に正当な理由なく従わない事業者に対し、当該事業の停止を命じ、又は相当の期限を定めて、太陽光発電設備の除却その他の違反を是正するために必要な措置を講じるよう命ずることができる。

(公表)

第22条 市長は、前条の規定による命令を受けた事業者が正当な理由なく当該命令に従わないときは、当該事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)並びに当該命令の内容を公表するものとする。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとする場合は、あらかじめ当該事業者から意見を聴取しなければならない。ただし、事業者が意見の聴取に応じない場合は、これを行わないで公表をすることができる。

(国及び県への報告)

第23条 市長は、前条の規定による公表を行った場合は、当該公表の内容及び公表の事実を国及び県に報告するものとする。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の事業に係る工事に着手する場合に適用する。
- 3 施行日前において、現に工事に着手している事業又は工事が完了している事業については、第3条、第4条及び第13条から第23条まで(第13条第1項を除く。)の規定を適用する。

令和7年2月17日 提出

田村市長 白石 高 司

### 提案理由

地域と調和する太陽光発電事業の普及を図り、併せて市の良好な環境の保全及び災害の防止並びに市民の安全で安心な生活の確保を目的に、太陽光発電設備の設置及び管理に必要な事項を定めるため、条例の制定を提案する。

## 議案第6号

### 田村市立小中学校授業推進員の報酬、勤務時間等に関する条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、田村市立小中学校児童生徒の授業における指導・支援を推進する田村市立小中学校授業推進員(Class Co-worker Teacher。以下「CCT」という。)の報酬、勤務時間その他の勤務条件及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (報酬)

第2条 CCTに対しては、報酬を支給するものとし、その額は、1時間当たり2,000円を超えない範囲内で田村市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が市長と協議し、規則で定める額とする。

2 CCTに対して報酬を支給する場合において、その報酬の額は、その月の総勤務時間に1時間当たりの額を乗じて得た額とする。

3 報酬は、月の初日から末日までを計算期間とし、教育委員会が規則で定める期日に支給する。

4 この条例の規定による報酬は、現金で支払わなければならない。ただし、CCTから申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

#### (費用弁償)

第3条 CCTの通勤及び公務のための旅行に係る費用弁償は、田村市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和6年田村市条例第34号)の規定が適用されるパートタイム会計年度任用職員の例による。

#### (勤務時間)

第4条 CCTの勤務時間は、休憩時間を除き、1日につき6時間以内、1週間につき24時間以内とする。

#### (勤務を要しない日)

第5条 CCTの勤務を要しない日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日のほか、教育委員会又は学校長が定める日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 1月2日、3日及び12月29日から同月31日までの日
- (4) 田村市立小・中学校管理規則(平成17年田村市教育委員会規則第8号)に規定する休業日

#### (休暇等)

第6条 CCTの休暇等は、田村市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和7年田村市規則第号)の規定が適用される会計年度任用職員の例による。

#### (勤務条件に関する事項)

第7条 CCTの勤務条件に関する事項は、この条例に定めるもののほか、教育委員会が規則で定める。

#### (委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月17日 提出

田村市長 白石 高 司

#### 提案理由

小中学校児童生徒の学力向上を図ることを目的に、授業において指導の協力を行う授業推進員を導入するにあたり報酬、勤務時間等について必要な事項を定めるため、条例の制定を提案する。

議案第7号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(田村市職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 田村市職員の分限に関する条例(平成17年田村市条例第28号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(失職の例外)</p> <p>第5条 任命権者は、公務遂行中の交通事故により<u>拘禁刑</u> _____に処せられた職員で、その刑の執行を猶予されたものについては、情状により、その職を失わないものとする事ができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(失職の例外)</p> <p>第5条 任命権者は、公務遂行中の交通事故により<u>禁錮又は懲役の刑</u>に処せられた職員で、その刑の執行を猶予されたものについては、情状により、その職を失わないものとする事ができる。</p> <p>2 (略)</p>

(田村市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 田村市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例(平成17年田村市条例第38号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第5条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたため地方自治法(昭和22年法律第67号)第127条第1項の規定により失職した議員</p> <p>(2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した議員(前号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(3) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた議員(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第5条の3 支給日に期末手当を支給することとされていた議員が当該支給日の前日までに次の各号のいずれかに該当する場合(第2号に該当する場合にあつては、当該行為について次項各号に規定する場合のいずれにも該当しないときに限る。)には、当該期末手当の支給を一時差し止める。</p> <p>(1) 当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定めら</p>	<p>第5条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたため地方自治法(昭和22年法律第67号)第127条第1項の規定により失職した議員</p> <p>(2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した議員(前号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(3) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた議員(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第5条の3 支給日に期末手当を支給することとされていた議員が当該支給日の前日までに次の各号のいずれかに該当する場合(第2号に該当する場合にあつては、当該行為について次項各号に規定する場合のいずれにも該当しないときに限る。)には、当該期末手当の支給を一時差し止める。</p> <p>(1) 当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定めら</p>

<p>れているもの限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。)をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕(当該逮捕に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限る。)された場合</p> <p>2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>れているもの限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。)をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕(当該逮捕に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限る。)された場合</p> <p>2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>
--	--

(田村市職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 田村市職員の給与に関する条例(平成17年田村市条例第45号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第27条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第27条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で、当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判</p>	<p>第27条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第27条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で、当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判</p>

<p>決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>
--	---

(田村市表彰条例の一部改正)

第4条 田村市表彰条例(平成17年田村市条例第248号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別待遇の廃止)</p> <p>第10条 功労者が次の各号のいずれかに該当したときは、第8条の待遇を廃止する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(特別待遇の廃止)</p> <p>第10条 功労者が次の各号のいずれかに該当したときは、第8条の待遇を廃止する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(3) (略)</p>

(田村市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第5条 田村市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年田村市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(田村市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 第1項に規定する者又は第2項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6号アに係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>7 前項に規定する者が、その業務に関して知り得たこの</p>	<p>附 則</p> <p>(田村市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 第1項に規定する者又は第2項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6号アに係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>7 前項に規定する者が、その業務に関して知り得たこの</p>

<p>条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をおこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益をを図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>8・9 (略)</p>	<p>条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をおこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益をを図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>8・9 (略)</p>
---	--

(田村市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第6条 田村市情報公開・個人情報保護審査会条例(令和5年田村市条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(罰則)</p> <p>第17条 第6条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(罰則)</p> <p>第17条 第6条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。有期のものに限る。以下この項において同じ。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれの刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。
- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めによることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。
- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号。以下「整理等法」という。)並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴は、拘禁刑以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴とみなし、刑法等一部改正法及び整理等法並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている犯罪についてされた逮捕は、拘禁刑以上の刑が定められている犯罪についてされた逮捕とみなす。

令和7年2月17日 提出

田村市長 白石 高 司

提案理由

刑法等の一部を改正する法律により懲役及び禁固が新たな自由刑(拘禁刑)として単一化されることに伴い、田村市条例における懲役及び禁固に係る規定について、所要の改正を行うため、条例の改正を提案する。

## 議案第8号

### 地方公務員法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(田村市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第1条 田村市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年田村市条例第29号)附則第2項中「附則第9条第3項」を「附則第9条第2項」に改める。

(地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例及び田村市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「附則第9条第2項」を「附則第9条第6項」に改める。

(1) 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年田村市条例第27号)附則第2項

(2) 田村市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和4年田村市条例第31号)附則第3条第1項及び第5項

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月17日 提出

田村市長 白石高司

#### 提案理由

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律附則第20条において、暫定再任用職員について定義していた地方公務員法の一部を改正する法律附則第9条第2項が削られ、同条第3項から第7項までが繰り上がるとともに、同条第6項に暫定再任用職員の定義が新たに設けられたことに伴い、当該条項を引用している条例について所要の改正を行うため、条例の改正を提案する。

議案第9号

田村市防災会議条例の一部を改正する条例

田村市防災会議条例(平成17年田村市条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(所掌事務) 第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。 (1) 田村市地域防災計画(水防法(昭和24年法律第193号)第33条の規定に基づく水防計画を含む。)を作成し、その実施を推進すること。 (2)～(4) (略)	(所掌事務) 第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。 (1) 田村市地域防災計画_____を作成し、その実施を推進すること。 (2)～(4) (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。  
(田村市水防協議会条例の廃止)
- 2 田村市水防協議会条例(平成17年田村市条例第18号)は、廃止する。

令和7年2月17日 提出

田村市長 白石 高 司

提案理由

地域防災に関する事務と水防に関する事務を一体的に執行することに伴い、田村市水防協議会を廃止し同事務を田村市防災会議に引き継ぐにあたり、所掌事務について所要の改正を行うため、条例の改正を提案する。

田村市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

田村市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年田村市条例第35号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(年次有給休暇)</p> <p>第13条 年次有給休暇は、<u>一の年度ごと</u>における休暇とし、その日数は、<u>一の年度</u>において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次号に掲げる職員以外の職員であって、<u>当該年度</u>の中途において新たに職員となるもの <u>その年度</u>の在職期間を考慮し20日を超えない範囲内で市長が規則で定める日数</p> <p>(3) <u>当該年度の前年度</u>において地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、田村市以外の地方公共団体の職員、国家公務員又は地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に規定する地方住宅供給公社若しくは地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社その他その業務が国又は地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち市長が規則で定めるものに使用される者(以下この号において「地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等」という。)であった者であって引き続き<u>当該年度</u>に新たに職員となったものその他市長が規則で定める職員 地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、20日に次項の市長が規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で市長が規則で定める日数</p> <p>2 年次有給休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)は、市長が規則で定める日数を限度として、<u>当該年度の翌年度</u>に繰り越すことができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(年次有給休暇)</p> <p>第13条 年次有給休暇は、<u>一の年ごと</u>における休暇とし、その日数は、<u>一の年</u>において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次号に掲げる職員以外の職員であって、<u>当該年</u>の中途において新たに職員となるもの <u>その年</u>の在職期間を考慮し20日を超えない範囲内で市長が規則で定める日数</p> <p>(3) <u>当該年の前年</u>において地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、田村市以外の地方公共団体の職員、国家公務員又は地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に規定する地方住宅供給公社若しくは地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社その他その業務が国又は地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち市長が規則で定めるものに使用される者(以下この号において「地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等」という。)であった者であって引き続き<u>当該年</u>に新たに職員となったものその他市長が規則で定める職員 地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、20日に次項の市長が規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で市長が規則で定める日数</p> <p>2 年次有給休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)は、市長が規則で定める日数を限度として、<u>当該年の翌年</u>に繰り越すことができる。</p> <p>3 (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から引き続き在職する職員のうち令和7年1月1日の前日から

継続して職員であるもの又は同年1月1日から施行日の前日までに職員となったものが令和7年度において使用することができる年次有給休暇の日数は、この条例による改正後の田村市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第13条第1項及び第2項の規定にかかわらず、この条例による改正前の田村市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第13条第1項及び第2項の規定により令和7年において使用することができることとされた年次有給休暇の日数(同年1月1日から同年3月31日までの間に年次有給休暇を使用した場合にあつては、その日数を減じて得た日数)に5日(田村市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第13条第1項第1号に規定する育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し市長が別に定める日数)を加えた日数とする。

- 3 前項の規定により令和7年度において使用することができることとされた年次有給休暇のうち改正前の条例第13条第2項の規定により令和6年から令和7年に繰り越された年次有給休暇に相当する日数に係るものについては、改正後の条例第13条第2項の規定により令和6年度から令和7年度に繰り越された年次有給休暇とみなし、令和8年度に繰り越すことができないものとする。

令和7年2月17日 提出

田村市長 白石高司

#### 提案理由

暦年で付与している職員の年次有給休暇を年度付与に改めるため、条例の改正を提案する。

議案第11号

田村市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

田村市職員の育児休業等に関する条例(平成17年田村市条例第36号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(部分休業の承認)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間(当該非常勤職員が任命権者により育児に係る休暇若しくは育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号) <u>第61条の2第20項</u> <u>の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)</u>を承認され、又は任命権者に育児に係る休暇若しくは介護をするための時間を請求した場合にあっては、当該時間を超えない範囲で、かつ、2時間から当該育児に係る休暇又は介護をするための時間を減じた時間)を超えない範囲内で行うものとする。</p>	<p>(部分休業の承認)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間(当該非常勤職員が任命権者により育児に係る休暇若しくは育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号) <u>第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)</u>を承認され、又は任命権者に育児に係る休暇若しくは介護をするための時間を請求した場合にあっては、当該時間を超えない範囲で、かつ、2時間から当該育児に係る休暇又は介護をするための時間を減じた時間)を超えない範囲内で行うものとする。</p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月17日 提出

田村市長 白石 高 司

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行うため、条例の改正を提案する。

議案第12号

田村市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

田村市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年田村市条例第39号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表(第2条、第4条関係)			別表(第2条、第4条関係)		
職名	報酬等の額		職名	報酬等の額	
旅費の額			旅費の額		
(略)			(略)		
行政不服 審査会	委員	日額 6,500円	行政不服 審査会	委員	日額 6,500円
	専門委員	日額 6,500円		専門委員	日額 6,500円
嘱託医、 嘱託歯科 医	保育所及 び子ども 園に設置 される者	年額 1施設につき150,000 円以内で市長が定め る額	国民健康 保険運営 協議会	会長	日額 6,500円
学校医、 学校歯科 医		年額 1校につき300,000円 以内で教育委員会が 定める額		委員	日額 6,500円
学校薬剤 師		年額 1校につき35,000円	(略)		
国民健康 保険運営 協議会	会長	日額 6,500円	(略)		
	委員	日額 6,500円			
(略)			田村市 職員等 の旅費 に関する 条例 (平成17 年田村 市条例 第47号) の規定 により 算定さ れた額		
(略)			田村市 職員等 の旅費 に関する 条例 (平成17 年田村 市条例 第47号) の規定 により 算定さ れた額		

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の田村市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。

令和7年2月17日 提出

田村市長 白石 高 司

提案理由

児童福祉法に基づく嘱託医、嘱託歯科医及び学校保健安全法に基づく学校医、学校歯科医並びに学校薬剤師の報酬及び費用弁償を定めるため、条例の改正を提案する。

議案第13号

田村市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

田村市職員の給与に関する条例(平成17年田村市条例第45号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定により職員(次項ただし書きに規定する職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表又は同表以外の各給料表の適用を受ける職員で市長が規則で定めるもの)にあつては、3号給)とすることを標準として市長が規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>5～9 (略)</p>	<p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定により職員(次項ただし書きに規定する職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市長が規則で定める職員)にあつては、3号給)とすることを標準として市長が規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>5～9 (略)</p>
<p>(扶養手当)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円、同項第2号から第5号まで に掲げる扶養親族については、1人につき6,500円 とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間 における子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) <u>配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号に掲げる扶養親族については、1人につき6,500円、同項第2号に掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については、1人につき10,000円とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間 (以下「特定期間」という。)における子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p>

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他の扶養手当の支給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第14条 削除

第14条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定

(住居手当)

第15条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) (略)

(2) 第17条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が居住するための住宅(公舎その他市長が規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額9,500円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市長が規則で定めるもの

2・3 (略)

(通勤手当)

第16条 (略)

2 通勤手当の額は、次に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市長が規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この条において「運賃等相当額」という。)及び市長が規則で定めるところにより算出した当該職員(市長が規則で定める者に限る。)の支給単位期間の通勤に要する特別料金等(新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等でその利用が市長が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものの利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。)の額に相当する額(以下「特別料金等相当額」という。)の合計額

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

期間にある子となった場合

(住居手当)

第15条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) (略)

(2) 第17条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者

が居住するための住宅(公舎その他市長が規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額9,500円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市長が規則で定めるもの

2・3 (略)

(通勤手当)

第16条 (略)

2 通勤手当の額は、次に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市長が規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この号において「運賃等相当額」という。)及び市長が規則で定めるところにより算出した当該職員(市長が規則で定める者に限る。)の支給単位期間の通勤に要する特別料金等(新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等でその利用が市長が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものの利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。)の額に相当する額(以下「特別料金等相当額」という。)の合計額(運賃等相当額及び特別料金等相当額の合計額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額等の額」という。))が64,000円を超えるときは、支給単位期間につき、1箇月当たりの運賃等相当額等の額と64,000円との差額の2分の1を64,000円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額及び特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額等の額の合計額が64,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、1箇月当たりの運賃等相当額等の額と64,000円との差額の2分の1を64,000円に加算した額に当該支給単位期

(2) (略)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離又は自動車等の使用距離等の事情を考慮して市長が規則で定める区分に応じ、前2号に定める額

\_\_\_\_、第1号に定める額又は前号に定める額

3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 (略)

(単身赴任手当)

第17条 (略)

2 (略)

3 新たに給料表の適用を受ける職員となったこと

\_\_\_\_に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の市長が規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該移転の直前の住居から新たに職員となった日の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して市長が規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 (略)

(管理職員特別勤務手当)

間の月数を乗じて得た額)

(2) (略)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離又は自動車等の使用距離等の事情を考慮して市長が規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額の額及び前号に定める額の合計額が64,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と64,000円との差額の2分の1を64,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

(単身赴任手当)

第17条 (略)

2 (略)

3 国又は他の地方公共団体の職員から引き続いて新たに

職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の市長が規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該移転の直前の住居から新たに職員となった日の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して市長が規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して市長が規則で定める職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第26条 第11条第1項に規定する市長が規則で指定する職にある職員(以下「管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して市長が規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、8,000円を超えない範囲内において市長が規則で定める額

(2) (略)

4 (略)

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第31条の2 第5条(第9項を除く。)及び第12条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	186,700	234,000	269,700	304,300	328,200	363,300	418,100
	2	187,800	235,500	270,700	305,800	330,000	365,000	420,100
	3	189,000	237,000	271,700	307,500	331,900	366,700	422,000
	4	190,100	238,400	272,800	309,000	333,600	368,500	423,900
5	191,300	239,900	273,900	310,400	335,300	370,300	425,700	

第26条 第11条第1項に規定する市長が規則で指定する職にある職員(以下「管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、8,000円を超えない範囲内において市長が規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して市長が規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) (略)

4 (略)

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第31条の2 第13条、第14条及び第29条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	186,700	234,000	265,400	292,200	315,400	342,200	382,000
	2	187,800	235,500	266,400	294,100	317,200	344,200	384,700
	3	189,000	237,000	267,500	295,600	319,000	346,000	387,200
	4	190,100	238,400	268,600	297,000	320,700	347,900	389,500
5	191,300	239,900	269,700	298,600	322,200	349,600	391,600	

6	193,100	241,400	274,900	311,700	337,000	372,100	427,500
7	194,700	242,900	275,900	313,000	338,700	373,800	429,400
8	196,300	244,400	276,900	314,200	340,500	375,500	431,200
9	198,000	245,800	277,900	315,500	342,300	376,800	433,100
10	200,100	247,200	279,100	317,200	344,100	378,500	434,600
11	201,700	248,600	280,100	318,900	345,900	380,000	436,000
12	203,300	250,000	281,400	320,600	347,600	381,600	437,500
13	204,800	251,200	282,400	322,100	349,300	383,500	439,100
14	206,400	252,400	283,800	323,700	350,900	385,500	440,400
15	207,900	253,600	285,000	325,400	352,600	387,400	441,700
16	209,500	254,800	286,200	327,000	354,100	389,300	442,900
17	210,900	255,800	287,400	328,600	355,700	391,000	444,000
18	212,600	256,900	288,800	330,300	357,500	392,800	445,300
19	214,000	258,000	290,200	332,000	359,200	394,500	446,700
20	215,800	259,100	291,500	333,800	360,900	396,300	448,000
21	217,500	260,200	292,500	335,400	362,100	397,800	449,200
22	219,100	261,200	293,600	337,200	363,600	399,200	450,000
23	220,900	262,300	295,100	338,900	365,100	400,600	450,800
24	222,800	263,200	296,500	340,500	366,600	402,000	451,600
25	224,600	264,400	298,000	342,100	368,400	403,600	452,200
26	226,200	265,600	299,000	344,000	370,200	404,800	452,800
27	227,800	266,700	300,100	345,900	371,900	406,100	453,400
28	229,100	267,700	301,400	347,500	373,800	407,200	454,100
29	230,300	268,500	302,900	348,700	375,300	408,100	454,800
30	230,800	269,400	304,200	350,400	376,600	409,300	455,600
31	232,000	270,400	305,300	352,100	377,800	410,400	456,100
32	233,200	271,300	306,400	353,800	379,200	411,500	456,800
33	234,400	272,200	307,700	355,700	380,300	412,300	457,300
34	235,600	273,200	309,100	357,500	381,300	413,000	457,700
35	236,800	274,100	310,400	359,400	382,300	413,700	458,100
36	237,600	274,900	311,700	361,100	383,400	414,300	458,500

6	193,100	241,400	270,700	300,300	323,800	351,400	394,000
7	194,700	242,900	271,700	301,900	325,300	353,100	396,300
8	196,300	244,400	272,800	303,100	326,700	354,800	398,400
9	198,000	245,800	273,900	304,300	328,200	356,600	400,300
10	200,100	247,200	274,900	305,800	330,000	358,300	402,700
11	201,700	248,600	275,900	307,500	331,900	360,000	405,000
12	203,300	250,000	276,900	309,000	333,600	361,600	407,000
13	204,800	251,200	277,900	310,400	335,300	363,300	409,200
14	206,400	252,400	279,100	311,700	337,000	365,000	411,500
15	207,900	253,600	280,100	313,000	338,700	366,700	413,800
16	209,500	254,800	281,400	314,200	340,500	368,500	416,200
17	210,900	255,800	282,400	315,500	342,300	370,300	418,100
18	212,600	256,900	283,800	317,200	344,100	372,100	420,100
19	214,000	258,000	285,000	318,900	345,900	373,800	422,000
20	215,800	259,100	286,200	320,600	347,600	375,500	423,900
21	217,500	260,200	287,400	322,100	349,300	376,800	425,700
22	219,100	261,200	288,800	323,700	350,900	378,500	427,500
23	220,900	262,300	290,200	325,400	352,600	380,000	429,400
24	222,800	263,200	291,500	327,000	354,100	381,600	431,200
25	224,600	264,400	292,500	328,600	355,700	383,500	433,100
26	226,200	265,600	293,600	330,300	357,500	385,500	434,600
27	227,800	266,700	295,100	332,000	359,200	387,400	436,000
28	229,100	267,700	296,500	333,800	360,900	389,300	437,500
29	230,300	268,500	298,000	335,400	362,100	391,000	439,100
30	230,800	269,400	299,000	337,200	363,600	392,800	440,400
31	232,000	270,400	300,100	338,900	365,100	394,500	441,700
32	233,200	271,300	301,400	340,500	366,600	396,300	442,900
33	234,400	272,200	302,900	342,100	368,400	397,800	444,000
34	235,600	273,200	304,200	344,000	370,200	399,200	445,300
35	236,800	274,100	305,300	345,900	371,900	400,600	446,700
36	237,600	274,900	306,400	347,500	373,800	402,000	448,000

37	238,500	275,500	313,200	362,700	384,400	414,900	459,000
38	239,500	276,100	314,600	364,200	385,200	415,500	459,400
39	240,500	276,800	316,100	365,600	386,100	416,100	459,700
40	241,400	277,500	317,500	367,000	386,900	416,700	460,000
41	242,600	278,300	318,800	368,400	387,800	417,100	460,300
42	243,700	279,200	320,300	369,300	388,600	417,300	460,700
43	244,600	280,100	321,700	370,200	389,300	417,600	461,000
44	245,400	280,800	322,800	371,200	390,100	417,900	461,200
45	246,100	281,400	324,000	372,200	390,800	418,100	461,500
46	246,700	282,200	325,300	373,300	391,500	418,500	
47	247,300	283,100	326,700	374,400	392,200	418,800	
48	248,100	283,800	328,100	375,300	392,900	419,000	
49	249,000	284,500	329,100	376,200	393,500	419,200	
50	249,500	285,400	330,300	376,900	394,000	419,400	
51	250,000	286,100	331,500	377,600	394,600	419,700	
52	250,500	286,900	332,800	378,200	395,300	420,000	
53	251,000	287,700	334,200	378,500	395,800	420,200	
54	251,500	288,400	335,300	379,100	396,300	420,500	
55	252,000	289,200	336,400	379,800	396,900	420,700	
56	252,400	289,800	337,600	380,500	397,400	421,000	
57	252,900	290,700	338,500	381,000	397,800	421,300	
58	253,400	291,400	339,300	381,700	398,500	421,600	
59	253,700	292,300	340,000	382,400	399,100	421,900	
60	254,000	292,700	340,800	382,900	399,600	422,100	
61	254,300	293,300	341,500	383,400	399,900	422,300	
62	254,600	294,000	341,900	383,900	400,400	422,500	
63	254,900	294,600	342,700	384,400	401,100	422,800	
64	255,200	295,500	343,400	385,000	401,600	423,000	
65	255,500	296,200	344,000	385,500	401,900	423,200	
66	255,800	296,700	344,700	386,100	402,400	423,700	
67	256,100	297,300	345,400	386,800	402,700	424,200	

37	238,500	275,500	307,700	348,700	375,300	403,600	449,200
38	239,500	276,100	309,100	350,400	376,600	404,800	450,000
39	240,500	276,800	310,400	352,100	377,800	406,100	450,800
40	241,400	277,500	311,700	353,800	379,200	407,200	451,600
41	242,600	278,300	313,200	355,700	380,300	408,100	452,200
42	243,700	279,200	314,600	357,500	381,300	409,300	452,800
43	244,600	280,100	316,100	359,400	382,300	410,400	453,400
44	245,400	280,800	317,500	361,100	383,400	411,500	454,100
45	246,100	281,400	318,800	362,700	384,400	412,300	454,800
46	246,700	282,200	320,300	364,200	385,200	413,000	455,600
47	247,300	283,100	321,700	365,600	386,100	413,700	456,100
48	248,100	283,800	322,800	367,000	386,900	414,300	456,800
49	249,000	284,500	324,000	368,400	387,800	414,900	457,300
50	249,500	285,400	325,300	369,300	388,600	415,500	457,700
51	250,000	286,100	326,700	370,200	389,300	416,100	458,100
52	250,500	286,900	328,100	371,200	390,100	416,700	458,500
53	251,000	287,700	329,100	372,200	390,800	417,100	459,000
54	251,500	288,400	330,300	373,300	391,500	417,300	459,400
55	252,000	289,200	331,500	374,400	392,200	417,600	459,700
56	252,400	289,800	332,800	375,300	392,900	417,900	460,000
57	252,900	290,700	334,200	376,200	393,500	418,100	460,300
58	253,400	291,400	335,300	376,900	394,000	418,500	460,700
59	253,700	292,300	336,400	377,600	394,600	418,800	461,000
60	254,000	292,700	337,600	378,500	395,300	419,000	461,200
61	254,300	293,300	338,500	378,500	395,800	419,200	461,500
62	254,600	294,000	339,300	379,100	396,300	419,400	
63	254,900	294,600	340,000	379,800	396,900	419,700	
64	255,200	295,500	340,800	380,500	397,400	420,000	
65	255,500	296,200	341,500	381,000	397,800	420,200	
66	255,800	296,700	341,900	381,700	398,500	420,500	
67	256,100	297,300	342,700	382,400	399,100	420,700	

68	256,400	297,700	346,000	387,400	403,100	424,700
69	256,700	298,100	346,600	387,900	403,400	425,100
70	257,000	298,600	347,200	388,400	403,700	425,400
71	257,300	299,200	347,800	389,000	404,000	426,000
72	257,600	299,900	348,300	389,500	404,200	426,700
73	257,900	300,500	348,600	390,000	404,400	427,200
74	258,200	301,000	349,100	390,600	404,800	427,500
75	258,500	301,400	349,600	391,000	405,100	428,100
76	258,800	301,700	350,000	391,400	405,300	428,800
77	259,100	301,900	350,400	391,800	405,500	429,200
78	259,400	302,300	350,900	392,300	406,100	
79	259,700	302,700	351,400	392,700	406,800	
80	260,000	302,900	351,900	393,000	407,500	
81	260,300	303,100	352,300	393,500	407,900	
82	260,600	303,400	352,700	394,100	408,400	
83	260,900	303,600	353,100	394,600	408,800	
84	261,200	303,800	353,500	395,000	409,400	
85	261,500	304,100	353,800	395,200	409,900	
86	261,800	304,400	354,300	395,500		
87	262,100	304,700	354,700	395,900		
88	262,400	305,000	355,100	396,300		
89	262,700	305,200	355,300	396,600		
90	263,000	305,500	355,700	397,100		
91	263,300	305,800	356,000	397,500		
92	263,600	306,100	356,400	397,900		
93	263,900	306,300	356,700	398,200		
94		306,600	357,000			
95		307,000	357,300			
96		307,400	357,700			
97		307,600	358,100			
98		307,900	358,500			

68	256,400	297,700	343,400	382,900	399,600	421,000
69	256,700	298,100	344,000	383,400	399,900	421,300
70	257,000	298,600	344,700	383,900	400,400	421,600
71	257,300	299,200	345,400	384,400	401,100	421,900
72	257,600	299,900	346,000	385,000	401,600	422,100
73	257,900	300,500	346,600	385,500	401,900	422,300
74	258,200	301,000	347,200	386,100	402,400	422,500
75	258,500	301,400	347,800	386,800	402,700	422,800
76	258,800	301,700	348,300	387,400	403,100	423,000
77	259,100	301,900	348,600	387,900	403,400	423,200
78	259,400	302,300	349,100	388,400	403,700	423,700
79	259,700	302,700	349,600	389,000	404,000	424,200
80	260,000	302,900	350,000	389,500	404,200	424,700
81	260,300	303,100	350,400	390,000	404,400	425,100
82	260,600	303,400	350,900	390,600	404,800	425,400
83	260,900	303,600	351,400	391,000	405,100	426,000
84	261,200	303,800	351,900	391,400	405,300	426,700
85	261,500	304,100	352,300	391,800	405,500	427,200
86	261,800	304,400	352,700	392,300	406,100	427,500
87	262,100	304,700	353,100	392,700	406,800	428,100
88	262,400	305,000	353,500	393,000	407,500	428,800
89	262,700	305,200	353,800	393,500	407,900	429,200
90	263,000	305,500	354,300	394,100	408,400	
91	263,300	305,800	354,700	394,600	408,800	
92	263,600	306,100	355,100	395,000	409,400	
93	263,900	306,300	355,300	395,200	409,900	
94		306,600	355,700	395,500		
95		307,000	356,000	395,900		
96		307,400	356,400	396,300		
97		307,600	356,700	396,600		
98		307,900	357,000	397,100		

99	308,200	358,900					
100	308,600	359,200					
101	308,800	359,700					
102	309,100	360,100					
103	309,500	360,500					
104	309,800	360,900					
105	310,000	361,300					
106	310,300	361,600					
107	310,700	362,000					
108	311,000	362,300					
109	311,200	362,800					
110	311,600						
111	312,000						
112	312,300						
113	312,500						
114	312,900						
115	313,100						
116	313,500						
117	313,700						
118	313,900						
119	314,200						
120	314,400						
121	314,700						
122	315,000						
123	315,300						
124	315,600						
125	315,900						
定年前再 任用 短時間勤 務職員	基準 給料 月額						
	円	円	円	円	円	円	円
	196,100	224,400	265,900	286,100	301,700	327,800	371,100

99	308,200	357,300	397,500				
100	308,600	357,700	397,900				
101	308,800	358,100	398,200				
102	309,100	358,500					
103	309,500	358,900					
104	309,800	359,200					
105	310,000	359,700					
106	310,300	360,100					
107	310,700	360,500					
108	311,000	360,900					
109	311,200	361,300					
110	311,600	361,600					
111	312,000	362,000					
112	312,300	362,300					
113	312,500	362,800					
114	312,900						
115	313,100						
116	313,500						
117	313,700						
118	313,900						
119	314,200						
120	314,400						
121	314,700						
122	315,000						
123	315,300						
124	315,600						
125	315,900						
定年前再 任用 短時間勤 務職員	基準 給料 月額						
	円	円	円	円	円	円	円
	196,100	224,400	265,900	286,100	301,700	327,800	371,100

別表第2(第3条関係)

## 医療職給料表

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	294,100	405,100	460,800	556,700
	2	296,400	407,800	462,800	563,100
	3	298,700	410,700	464,800	568,400
	4	300,900	413,100	466,700	573,300
	5	303,300	415,600	468,600	577,800
	6	306,800	417,900	470,400	582,300
	7	310,400	420,000	472,300	585,900
	8	313,700	422,200	474,200	588,900
	9	316,900	424,500	476,300	591,400
	10	320,900	425,900	478,100	593,700
	11	324,500	427,500	479,900	
	12	328,000	429,200	481,700	
	13	331,600	430,800	483,500	
	14	335,100	432,200	485,300	
	15	338,600	433,700	487,100	
	16	342,000	435,100	489,000	
	17	345,500	436,500	490,700	
	18	348,700	438,000	492,600	
	19	351,900	439,600	494,500	
	20	355,000	441,000	496,400	
	21	358,200	442,500	498,100	
	22	361,400	444,100	499,800	
	23	364,600	445,800	501,600	
	24	367,700	447,200	503,400	
	25	370,700	448,700	504,900	
	26	373,100	450,100	506,700	
	27	375,500	451,500	508,500	
	28	377,600	452,900	510,100	
	29	379,600	454,300	511,500	
	30	381,500	455,700	513,200	
	31	383,300	457,100	515,000	
	32	384,900	458,500	516,800	
	33	386,400	460,000	518,300	
	34	388,500	461,400	519,600	
	35	390,300	462,800	520,900	
	36	391,700	464,300	522,200	
	37	393,400	465,500	523,300	
	38	394,900	467,300	524,600	
	39	396,500	468,900	525,900	
	40	398,200	470,500	527,200	
	41	399,700	471,900	528,200	

定年前再任  
用短時間勤  
務職員以外  
の職員

別表第2(第3条関係)

## 医療職給料表

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	294,100	373,800	431,200	491,000
	2	296,400	376,400	433,200	492,800
	3	298,700	378,900	435,300	494,700
	4	300,900	381,500	437,300	496,500
	5	303,300	384,200	439,400	498,400
	6	306,800	387,000	441,200	500,100
	7	310,400	389,800	442,800	501,800
	8	313,700	392,400	444,500	503,500
	9	316,900	394,800	446,300	505,300
	10	320,900	397,400	448,000	507,400
	11	324,500	400,000	449,800	509,500
	12	328,000	402,400	451,600	511,600
	13	331,600	405,100	453,600	513,500
	14	335,100	407,800	455,400	515,400
	15	338,600	410,700	457,300	517,500
	16	342,000	413,100	459,000	519,500
	17	345,500	415,600	460,800	521,200
	18	348,700	417,900	462,800	523,200
	19	351,900	420,000	464,800	525,200
	20	355,000	422,200	466,700	527,000
	21	358,200	424,500	468,600	528,800
	22	361,400	425,900	470,400	530,700
	23	364,600	427,500	472,300	532,500
	24	367,700	429,200	474,200	534,300
	25	370,700	430,800	476,300	535,900
	26	373,100	432,200	478,100	537,700
	27	375,500	433,700	479,900	539,500
	28	377,600	435,100	481,700	541,300
	29	379,600	436,500	483,500	543,100
	30	381,500	438,000	485,300	544,900
	31	383,300	439,600	487,100	546,700
	32	384,900	441,000	489,000	548,400
	33	386,400	442,500	490,700	549,900
	34	388,500	444,100	492,600	551,700
	35	390,300	445,800	494,500	553,500
	36	391,700	447,200	496,400	555,300
	37	393,400	448,700	498,100	556,700
	38	394,900	450,100	499,800	558,300
	39	396,500	451,500	501,600	559,900
	40	398,200	452,900	503,400	561,500
	41	399,700	454,300	504,900	563,100

定年前再任  
用短時間勤  
務職員以外  
の職員

42	400,400	473,100	529,100
43	401,000	474,300	530,000
44	401,800	475,400	530,900
45	402,700	476,100	531,400
46	403,300	477,100	532,300
47	403,900	478,100	533,100
48	404,500	478,900	533,900
49	405,100	479,600	534,700
50	405,600	480,300	535,500
51	406,100	481,000	536,400
52	406,700	481,600	537,300
53	407,200	482,200	538,100
54	407,600	482,900	539,000
55	408,200	483,500	539,900
56	408,600	484,200	540,700
57	409,100	484,500	541,400
58	409,500	485,000	542,300
59	410,000	485,700	543,200
60	410,500	486,400	544,000
61	410,800	486,800	544,900
62	411,200	487,300	545,800
63	411,600	488,000	546,700
64	412,000	488,700	547,600
65	412,300	489,000	548,400
66		489,600	549,300
67		490,200	550,200
68		490,800	551,100
69		491,300	552,000
70		491,900	552,900
71		492,500	553,800
72		493,100	554,700
73		493,400	555,500
74		493,900	
75		494,400	
76		495,000	
77		495,400	
78		496,000	
79		496,600	
80		497,100	
81		497,600	
82		498,200	
83		498,800	
84		499,300	
85		499,800	

42	400,400	455,700	506,700	564,500
43	401,000	457,100	508,500	565,900
44	401,800	458,500	510,100	567,300
45	402,700	460,000	511,500	568,400
46	403,300	461,400	513,200	569,400
47	403,900	462,800	515,000	570,400
48	404,500	464,300	516,800	571,400
49	405,100	465,500	518,300	572,400
50	405,600	467,300	519,600	573,300
51	406,100	468,900	520,900	574,200
52	406,700	470,500	522,200	575,100
53	407,200	471,900	523,300	576,000
54	407,600	473,100	524,600	576,900
55	408,200	474,300	525,900	577,800
56	408,600	475,400	527,200	578,700
57	409,100	476,100	528,200	579,700
58	409,500	477,100	529,100	580,600
59	410,000	478,100	530,000	581,500
60	410,500	478,900	530,900	582,300
61	410,800	479,600	531,400	583,200
62	411,200	480,300	532,300	584,100
63	411,600	481,000	533,100	585,000
64	412,000	481,600	533,900	585,900
65	412,300	482,200	534,700	586,800
66		482,900	535,500	
67		483,500	536,400	
68		484,200	537,300	
69		484,500	538,100	
70		485,000	539,000	
71		485,700	539,900	
72		486,400	540,700	
73		486,800	541,400	
74		487,300	542,300	
75		488,000	543,200	
76		488,700	544,000	
77		489,000	544,900	
78		489,600	545,800	
79		490,200	546,700	
80		490,800	547,600	
81		491,300	548,400	
82		491,900	549,300	
83		492,500	550,200	
84		493,100	551,100	
85		493,400	552,000	
86		493,900	552,900	
87		494,400	553,800	
88		495,000	554,700	
89		495,400	555,500	
90		496,000		

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円 305,500	円 348,900	円 404,900	円 479,800

別表第3(第4条関係)

職務の級	基準となる職務
1級	(1) 市長の事務部局、議会の事務部局、教育委員会の事務部局、農業委員会の事務部局、監査委員の事務部局、選挙管理委員会の事務部局(以下「各事務部局」という。)の主事、技師の職務 (2) 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務で市長が別に定める職務
2級	(1) 各事務部局の副主査、副技査の職務 (2) 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務で市長が別に定める職務
3級	(1) 各事務部局の係長の職務 (2) 各事務部局の主査、技査の職務 (3) 職務の内容及び責任の程度が前各号と同等と認められる職務で市長が別に定める職務
4級	(1) 各事務部局の業務を所掌する課長補佐の職務 (2) 各事務部局の困難な業務を所掌する係長の職務 (3) 各事務部局の主任主査、主任技査の職務 (4) 職務の内容及び責任の程度が前各号と同等と認められる職務で市長が別に定める職務
5級	(1) 各事務部局の業務を所掌する課長、行政局長又は室長の職務 (2) 各事務部局の困難な業務を所掌する課長補佐の職務 (3) 職務の内容及び責任の程度が前各号と同等と認められる職務で市長が別に定める職務
6級	(1) 各事務部局の困難な業務を所掌する課長の職務

	91		496,600		
	92		497,100		
	93		497,600		
	94		498,200		
	95		498,800		
	96		499,300		
	97		499,800		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円 305,500	円 348,900	円 404,900	円 479,800

別表第3(第4条関係)

職務の級	基準となる職務
1級	主事、技師等の職務
2級	副主査、副技査等の職務
3級	1 係長の職務 2 主査、技査等の職務
4級	1 課長補佐、局長補佐又は室長補佐の職務 2 主任主査、主任技査等の職務
5級	1 課長、行政局長又は室長の職務 2 主幹の職務
6級	困難な業務を処理する課長、行政局長又は室長の職務
7級	1 部長の職務 2 会計管理者の職務

	(2) 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務で市長が別に定める職務
7級	(1) 各事務部局の部長、会計管理者、議会事務局長の職務 (2) 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務で市長が別に定める職務

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。  
(号給の切替え)
- 2 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表第1及び附則別表第2(以下これらを「附則別表」という。)に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(次項及び附則別表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(附則別表において「旧号給」という。)に応じて附則別表に定める号給とする。  
(切替日前の異動者の号給の調整)
- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。  
(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)
- 4 切替日から令和8年3月31日までの間における改正後の田村市職員の給与に関する条例(以下「改正後条例」という。)第13条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「(5) 重度心身障害者  
(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。  
(単身赴任手当に関する経過措置)
- 5 改正後条例第17条第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

附則別表第1 行政職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新号給				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1

12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39

56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78	74	
87	83	79	79	75	
88	84	80	80	76	
89	85	81	81	77	
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90	86			
95	91	87			
96	92	88			
97	93	89			
98	94	90			
99	95	91			

100	96	92			
101	97	93			
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

附則別表第2 医療職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1

28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	

72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

令和7年2月17日 提出

田村市長 白石 高 司

提案理由

福島県人事委員会勧告に準じ、職員の給料表及び諸手当を改正するため、条例の改正を提案する。

議案第14号

田村市文化センター条例の一部を改正する条例

田村市文化センター条例(平成17年田村市条例第94号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表(第10条関係)				別表(第10条関係)			
1 施設使用料				1 施設使用料			
(1) 基本使用料				(1) 基本使用料			
使用区分	午前	午後	夜間	使用区分	午前	午後	夜間
施設の別	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時30分まで	施設の別	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(2) 特別使用料				(2) 特別使用料			
(略)				(略)			
備考				備考			
(略)				(略)			
超過使用料 使用者が、午前9時以前又は午後9時30分以降に引き続き使用する場合の1時間当たりの使用料。ただし、超過使用する時間が1時間に満たない場合は、これを切り捨てる。なお、使用時間には準備(係員が行う事前準備も含む。)から全員退館までを含むものとする。				超過使用料 使用者が、午前9時以前又は午後10時__以降に引き続き使用する場合の1時間当たりの使用料。ただし、超過使用する時間が1時間に満たない場合は、これを切り捨てる。なお、使用時間には準備(係員が行う事前準備も含む。)から全員退館までを含むものとする。			
(略)				(略)			
2 附属施設設備使用料				2 附属施設設備使用料			
(1) 照明設備				(1) 照明設備			
(略)				(略)			
(2) 音響設備				(2) 音響設備			
(略)				(略)			
(3) 舞台設備				(3) 舞台設備			
(略)				(略)			
(4) その他				(4) その他			
(略)				(略)			
備考				備考			
① 単位の欄中「1回」とあるのは、午前(午前9時から正午まで)、午後(正午から午後5時まで)、夜間(午後5時から午後9時30分まで)を各1回とする。				① 単位の欄中「1回」とあるのは、午前(午前9時から正午まで)、午後(正午から午後5時まで)、夜間(午後5時から午後10時__まで)を各1回とする。			
(略)				(略)			

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月17日 提出

田村市長 白石 高 司

提案理由

船引公民館の閉館時刻の変更に伴い、文化センターの閉館時刻を改めるため、条例の改正を提案する。

議案第15号

田村市保育所条例の一部を改正する条例

田村市保育所条例(平成17年田村市条例第110号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
(名称、位置及び入所定員) 第2条 保育所の名称、位置及び入所定員は、次のとおりとする。			(名称、位置及び入所定員) 第2条 保育所の名称、位置及び入所定員は、次のとおりとする。		
(略)			(略)		
滝根保育所	滝根町神俣字関場145番地	30人	滝根保育所	滝根町神俣字関場145番地	60人
常葉保育所	常葉町常葉字館1番地9	30人	常葉保育所	常葉町常葉字館1番地9	90人

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月17日 提出

田村市長 白石高司

提案理由

児童数の減少に伴う定員数との乖離及び幼稚園3年保育の開始に伴い、定員数の見直しを図るため、条例の改正を提案する。

議案第16号

田村市老人憩の家条例の一部を改正する条例

田村市老人憩の家条例(平成17年田村市条例第124号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前																							
別表第1(第6条関係) 針湯荘 1 宿泊使用料				別表第1(第6条関係) 針湯荘 1 宿泊使用料																							
区分		使用料金基礎額(1人当たり)		区分		使用料金基礎額(1人当たり)																					
		宿泊料				宿泊料(2食付)	素泊料																				
		市内在住者	市外者			市内在住者	市外者																				
和室	老人	2,400円	5,500円	和室	老人	4,400円	7,700円	2,400円	5,500円																		
	大人	3,800円	5,500円		大人	6,000円	7,700円	3,800円	5,500円																		
	小人	3,500円	5,000円		小人	5,700円	7,200円	3,500円	5,000円																		
備考 (1) <u>使用料金基礎額には、食事料金を含まない。</u> (2) 老人とは、65歳以上の者をいう。 (3) 大人とは、中学生以上の者をいう(以下同じ。) (4) 小人とは、4歳から小学生までの者をいう(以下同じ。) 2 (略) 3 (略) 4 (略)				備考 (1) 老人とは、65歳以上の者をいう。 (2) 大人とは、中学生以上の者をいう(以下同じ。) (3) 小人とは、4歳から小学生までの者をいう(以下同じ。) 2 (略) 3 (略) 4 (略) 5 器具貸出料																							
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>料金</th> <th>区分</th> <th>料金</th> <th>区分</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>碁</td> <td>200円</td> <td>将棋</td> <td>200円</td> <td>マージヤン</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>電気コタツ</td> <td>300円</td> <td colspan="4"></td> </tr> </tbody> </table>		区分	料金	区分	料金	区分	料金	碁	200円	将棋	200円	マージヤン	1,000円	電気コタツ	300円								
区分	料金	区分	料金	区分	料金																						
碁	200円	将棋	200円	マージヤン	1,000円																						
電気コタツ	300円																										
5 持込料 (略)				備考 (1) <u>1台1日当たりの料金、持込みの場合も同じ。</u> (2) <u>その他の器具についても実費徴収することができる。</u> 6 持込料 (略)																							

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月17日 提出

田村市長 白石 高 司

提案理由

老人憩の家針湯荘の宿泊料に食事料金を含めないようにすることで、利用者の要望に応じた食事が提供できるよう、所要の改正を行うため、条例の改正を提案する。

議案第17号

令和6年度田村市一般会計補正予算(第8号)について

令和6年度田村市一般会計補正予算(第8号)を別紙のとおり提出する。

令和7年2月17日 提出

田村市長 白石高司

議案第18号

令和6年度田村市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について

令和6年度田村市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)を別紙のとおり提出する。

令和7年2月17日 提出

田村市長 白石高司

議案第19号

令和6年度田村市介護保険特別会計補正予算(第4号)について

令和6年度田村市介護保険特別会計補正予算(第4号)を別紙のとおり提出する。

令和7年2月17日 提出

田村市長 白石高司

議案第20号

令和6年度田村市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について

令和6年度田村市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を別紙のとおり提出する。

令和7年2月17日 提出

田村市長 白石高司

議案第21号

令和6年度田村市診療所事業特別会計補正予算(第4号)について

令和6年度田村市診療所事業特別会計補正予算(第4号)を別紙のとおり提出する。

令和7年2月17日 提出

田村市長 白石高司

議案第22号

令和6年度田村市水道事業会計補正予算(第4号)について

令和6年度田村市水道事業会計補正予算(第4号)を別紙のとおり提出する。

令和7年2月17日 提出

田村市長 白石高司

議案第23号

令和6年度田村市公共下水道事業会計補正予算(第3号)について

令和6年度田村市公共下水道事業会計補正予算(第3号)を別紙のとおり提出する。

令和7年2月17日 提出

田村市長 白石 高 司

議案第24号

令和6年度田村市病院事業会計補正予算(第1号)について

令和6年度田村市病院事業会計補正予算(第1号)を別紙のとおり提出する。

令和7年2月17日 提出

田村市長 白石高司

議案第25号

令和7年度田村市一般会計予算について

令和7年度田村市一般会計予算を別紙のとおり提出する。

令和7年2月17日 提出

田村市長 白石 高 司

議案第26号

令和7年度田村市国民健康保険特別会計予算について

令和7年度田村市国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり提出する。

令和7年2月17日 提出

田村市長 白石高司

議案第27号

令和7年度田村市介護保険特別会計予算について

令和7年度田村市介護保険特別会計予算を別紙のとおり提出する。

令和7年2月17日 提出

田村市長 白石高司

議案第28号

令和7年度田村市後期高齢者医療特別会計予算について

令和7年度田村市後期高齢者医療特別会計予算を別紙のとおり提出する。

令和7年2月17日 提出

田村市長 白石 高 司

議案第29号

令和7年度田村市診療所事業特別会計予算について

令和7年度田村市診療所事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

令和7年2月17日 提出

田村市長 白石高司

議案第30号

令和7年度田村市水道事業会計予算について

令和7年度田村市水道事業会計予算を別紙のとおり提出する。

令和7年2月17日 提出

田村市長 白石高司

議案第31号

令和7年度田村市公共下水道事業会計予算について

令和7年度田村市公共下水道事業会計予算を別紙のとおり提出する。

令和7年2月17日 提出

田村市長 白石 高 司

議案第32号

令和7年度田村市病院事業会計予算について

令和7年度田村市病院事業会計予算を別紙のとおり提出する。

令和7年2月17日 提出

田村市長 白石高司

議案第33号

新市建設計画の変更について

新市建設計画を別紙のとおり変更することについて、旧市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)附則第2条第2項の規定により、その効力を有することとされる同法第5条第7項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月17日 提出

田村市長 白石 高 司

新市建設計画（変更案） 新旧対照表

別紙

頁	項目	変更案（新）	現行（旧）																																												
表紙		新市建設計画 平成16年8月 田村地方5町村合併協議会 田村市（平成27年3月変更） 田村市（令和7年 月変更）	新市建設計画 平成16年8月 田村地方5町村合併協議会 田村市（平成27年3月変更）																																												
3 ページ	第2節 合併の効果、 懸念事項とその対応 （1）合併の効果 ③重点的な投資による 基盤整備の推進	<p style="text-align: center;">＜国・県の財政支援措置＞</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">財政支援措置</th> <th>使用目的</th> <th>5町村合併時の 活用可能額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">国</td> <td style="text-align: center;">合併市町村補助金</td> <td>電算システムの変更、議場や庁舎の改修、公共施設相互間の連携強化</td> <td style="text-align: center;">4.8億円 (3か年計)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地方交付税措置 合併直後の臨時的経費に対する普通交付税措置</td> <td>行政体制の一体化（ネットワーク整備等）、住民サービスの水準の調整等</td> <td style="text-align: center;">5.7億円 (5か年計)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">特別交付税措置</td> <td>新しいまちづくり、公共料金格差是正、公債費負担格差是正等</td> <td style="text-align: center;">7.3億円 (3か年計)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合併特例債（合併まちづくり事業債） <small>※事業費の95%の起債が可能、元利償還金の70%が普通交付税措置 ※発行期限は令和11年度まで</small></td> <td>新市の一体性の確立や均衡ある発展を図るための新市建設計画に基づく公共的施設の整備等</td> <td style="text-align: center;">207.5億円 (34か年計)  ※事業費ベース</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">県</td> <td style="text-align: center;">福島県合併市町村支援交付金</td> <td>新市の一体性の確保、均衡ある発展、旧市町村単位での地域の振興、広域的、効率的行政サービスの提供</td> <td style="text-align: center;">5.0億円  (5か年計)  ※合併前年度を含む。</td> </tr> </tbody> </table>	財政支援措置		使用目的	5町村合併時の 活用可能額	国	合併市町村補助金	電算システムの変更、議場や庁舎の改修、公共施設相互間の連携強化	4.8億円 (3か年計)	地方交付税措置 合併直後の臨時的経費に対する普通交付税措置	行政体制の一体化（ネットワーク整備等）、住民サービスの水準の調整等	5.7億円 (5か年計)	特別交付税措置	新しいまちづくり、公共料金格差是正、公債費負担格差是正等	7.3億円 (3か年計)	合併特例債（合併まちづくり事業債） <small>※事業費の95%の起債が可能、元利償還金の70%が普通交付税措置 ※発行期限は令和11年度まで</small>		新市の一体性の確立や均衡ある発展を図るための新市建設計画に基づく公共的施設の整備等	207.5億円 (34か年計)  ※事業費ベース	県	福島県合併市町村支援交付金	新市の一体性の確保、均衡ある発展、旧市町村単位での地域の振興、広域的、効率的行政サービスの提供	5.0億円  (5か年計)  ※合併前年度を含む。	<p style="text-align: center;">＜国・県の財政支援措置＞</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">財政支援措置</th> <th>使用目的</th> <th>5町村合併時の 活用可能額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">国</td> <td style="text-align: center;">合併市町村補助金</td> <td>電算システムの変更、議場や庁舎の改修、公共施設相互間の連携強化</td> <td style="text-align: center;">4.8億円 (3か年計)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地方交付税措置 合併直後の臨時的経費に対する普通交付税措置</td> <td>行政体制の一体化（ネットワーク整備等）、住民サービスの水準の調整等</td> <td style="text-align: center;">5.7億円 (5か年計)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">特別交付税措置</td> <td>新しいまちづくり、公共料金格差是正、公債費負担格差是正等</td> <td style="text-align: center;">7.3億円 (3か年計)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合併特例債（合併まちづくり事業債） <small>※事業費の95%の起債が可能、元利償還金の70%が普通交付税措置</small></td> <td>新市の一体性の確立や均衡ある発展を図るための新市建設計画に基づく公共的施設の整備等</td> <td style="text-align: center;">207.5億円 (20か年計)  ※事業費ベース</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">県</td> <td style="text-align: center;">福島県合併市町村支援交付金</td> <td>新市の一体性の確保、均衡ある発展、旧市町村単位での地域の振興、広域的、効率的行政サービスの提供</td> <td style="text-align: center;">5.0億円  (5か年計)  ※合併前年度を含む。</td> </tr> </tbody> </table>	財政支援措置		使用目的	5町村合併時の 活用可能額	国	合併市町村補助金	電算システムの変更、議場や庁舎の改修、公共施設相互間の連携強化	4.8億円 (3か年計)	地方交付税措置 合併直後の臨時的経費に対する普通交付税措置	行政体制の一体化（ネットワーク整備等）、住民サービスの水準の調整等	5.7億円 (5か年計)	特別交付税措置	新しいまちづくり、公共料金格差是正、公債費負担格差是正等	7.3億円 (3か年計)	合併特例債（合併まちづくり事業債） <small>※事業費の95%の起債が可能、元利償還金の70%が普通交付税措置</small>		新市の一体性の確立や均衡ある発展を図るための新市建設計画に基づく公共的施設の整備等	207.5億円 (20か年計)  ※事業費ベース	県	福島県合併市町村支援交付金	新市の一体性の確保、均衡ある発展、旧市町村単位での地域の振興、広域的、効率的行政サービスの提供	5.0億円  (5か年計)  ※合併前年度を含む。
財政支援措置		使用目的	5町村合併時の 活用可能額																																												
国	合併市町村補助金	電算システムの変更、議場や庁舎の改修、公共施設相互間の連携強化	4.8億円 (3か年計)																																												
	地方交付税措置 合併直後の臨時的経費に対する普通交付税措置	行政体制の一体化（ネットワーク整備等）、住民サービスの水準の調整等	5.7億円 (5か年計)																																												
	特別交付税措置	新しいまちづくり、公共料金格差是正、公債費負担格差是正等	7.3億円 (3か年計)																																												
合併特例債（合併まちづくり事業債） <small>※事業費の95%の起債が可能、元利償還金の70%が普通交付税措置 ※発行期限は令和11年度まで</small>		新市の一体性の確立や均衡ある発展を図るための新市建設計画に基づく公共的施設の整備等	207.5億円 (34か年計)  ※事業費ベース																																												
県	福島県合併市町村支援交付金	新市の一体性の確保、均衡ある発展、旧市町村単位での地域の振興、広域的、効率的行政サービスの提供	5.0億円  (5か年計)  ※合併前年度を含む。																																												
財政支援措置		使用目的	5町村合併時の 活用可能額																																												
国	合併市町村補助金	電算システムの変更、議場や庁舎の改修、公共施設相互間の連携強化	4.8億円 (3か年計)																																												
	地方交付税措置 合併直後の臨時的経費に対する普通交付税措置	行政体制の一体化（ネットワーク整備等）、住民サービスの水準の調整等	5.7億円 (5か年計)																																												
	特別交付税措置	新しいまちづくり、公共料金格差是正、公債費負担格差是正等	7.3億円 (3か年計)																																												
合併特例債（合併まちづくり事業債） <small>※事業費の95%の起債が可能、元利償還金の70%が普通交付税措置</small>		新市の一体性の確立や均衡ある発展を図るための新市建設計画に基づく公共的施設の整備等	207.5億円 (20か年計)  ※事業費ベース																																												
県	福島県合併市町村支援交付金	新市の一体性の確保、均衡ある発展、旧市町村単位での地域の振興、広域的、効率的行政サービスの提供	5.0億円  (5か年計)  ※合併前年度を含む。																																												

頁	項目	変更案（新）	現行（旧）																																								
10 ページ	図 新市将来構想及び 新市建設計画の位置づ け	(別紙1のとおり)	(別紙1のとおり)																																								
11 ページ	第4節 計画の期間	新市建設計画の計画期間は、平成17年度から令和20年度の「34年 間」とします。	新市建設計画の計画期間は、平成17年度から平成36年度の「20年 間」とします。																																								
14 ページ	第2章 新市の概況 第1節 新市の概況	令和2年の産業別就業人口の構成比は、第1次産業が13.5%、第 2次産業が38.1%、第3次産業人口が48.4%となっています。 平成17年と令和2年を比較すると、第1次産業就業者数は4,445 人から2,437人と45%減少し、減少傾向が顕著となっています。第 2次産業就業者数は、平成17年をピークに減少傾向にあり、第3次産業 就業者数は、平成27年から大きく減少しています。	平成22年の産業別就業人口の構成比は、第1次産業が16.6%、第 2次産業が37.6%、第3次産業人口が45.9%となっています。 平成7年と平成22年を比較すると、第1次産業就業者数は6,025 人から3,280人と46%減少し、減少傾向が顕著となっています。第 2次産業就業者数は、平成7年をピークに減少傾向にあり、第3次産業 就業者数は、一貫して増加傾向にあります。																																								
14 ページ	(表) 産業別就業人口 の推移	<p style="text-align: center;">表 産業別就業人口の推移 単位：人</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成17年</th> <th>平成22年</th> <th>平成27年</th> <th>令和2年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1次産業</td> <td>4,445 (19.9%)</td> <td>3,280 (16.6%)</td> <td>2,616 (13.2%)</td> <td>2,437 (13.5%)</td> </tr> <tr> <td>第2次産業</td> <td>8,673 (38.8%)</td> <td>7,436 (37.6%)</td> <td>7,659 (38.5%)</td> <td>6,872 (38.1%)</td> </tr> <tr> <td>第3次産業</td> <td>9,255 (41.4%)</td> <td>9,074 (45.9%)</td> <td>9,603 (48.3%)</td> <td>8,748 (48.4%)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">資料：国勢調査</p>		平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	第1次産業	4,445 (19.9%)	3,280 (16.6%)	2,616 (13.2%)	2,437 (13.5%)	第2次産業	8,673 (38.8%)	7,436 (37.6%)	7,659 (38.5%)	6,872 (38.1%)	第3次産業	9,255 (41.4%)	9,074 (45.9%)	9,603 (48.3%)	8,748 (48.4%)	<p style="text-align: center;">表 産業別就業人口の推移 単位：人</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成7年</th> <th>平成12年</th> <th>平成17年</th> <th>平成22年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1次産業</td> <td>6,025 (24.1%)</td> <td>5,124 (21.3%)</td> <td>4,445 (19.9%)</td> <td>3,280 (16.6%)</td> </tr> <tr> <td>第2次産業</td> <td>10,564 (42.2%)</td> <td>10,154 (42.2%)</td> <td>8,673 (38.8%)</td> <td>7,436 (37.6%)</td> </tr> <tr> <td>第3次産業</td> <td>8,432 (33.7%)</td> <td>8,759 (36.4%)</td> <td>9,255 (41.4%)</td> <td>9,074 (45.9%)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">資料：国勢調査</p>		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	第1次産業	6,025 (24.1%)	5,124 (21.3%)	4,445 (19.9%)	3,280 (16.6%)	第2次産業	10,564 (42.2%)	10,154 (42.2%)	8,673 (38.8%)	7,436 (37.6%)	第3次産業	8,432 (33.7%)	8,759 (36.4%)	9,255 (41.4%)	9,074 (45.9%)
	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年																																							
第1次産業	4,445 (19.9%)	3,280 (16.6%)	2,616 (13.2%)	2,437 (13.5%)																																							
第2次産業	8,673 (38.8%)	7,436 (37.6%)	7,659 (38.5%)	6,872 (38.1%)																																							
第3次産業	9,255 (41.4%)	9,074 (45.9%)	9,603 (48.3%)	8,748 (48.4%)																																							
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年																																							
第1次産業	6,025 (24.1%)	5,124 (21.3%)	4,445 (19.9%)	3,280 (16.6%)																																							
第2次産業	10,564 (42.2%)	10,154 (42.2%)	8,673 (38.8%)	7,436 (37.6%)																																							
第3次産業	8,432 (33.7%)	8,759 (36.4%)	9,255 (41.4%)	9,074 (45.9%)																																							
16 ページ	第2節 地域の特性と 課題 (1) 地域の特性 ③ 高速交通体系 の整備による地域 発展の様々な可能 性	磐越自動車道等高速道路網整備の進展に伴い、本地域と主要都市圏との アクセス条件は飛躍的に向上しました。また、田村スマート ICが設置され、住民の生活環境や利便性の向上、救急医 療、産業、観光振興等の充実が図られ、さらに、あぶくま高原道路 の整備により、福島空港がより利用しやすくなっています。 (略)	磐越自動車道等高速道路網整備の進展に伴い、本地域と主要都市圏との アクセス条件は飛躍的に向上しました。また、(仮称)田村中央スマート ICが設置されることにより、住民の生活環境や利便性の向上、救急医 療、産業、観光振興等の充実が期待されます。さらに、あぶくま高原道路 の整備により、福島空港がより利用しやすくなっています。 (略)																																								
18 ページ	(2) 地域の課題 ① 少子高齢社会への 対応	年齢別人口の0～14歳の人口は、年々減少して少子化が進行してきて おり、15歳未満の年少人口割合は10.3%となっています。また、高 齢者割合も年々高くなり、令和2年の国勢調査結果では、65歳以上の 老年人口割合が35.9%となっています。 (略)	年齢別人口の0～14歳の人口は、年々減少して少子化が進行してきて おり、15歳未満の年少人口割合は12.6%となっています。また、高 齢者割合も年々高くなり、平成22年の国勢調査結果では、65歳以上の 老年人口割合が28.9%となっています。 (略)																																								

頁	項目	変更案（新）	現行（旧）																																								
18 ページ	(2) 地域の課題 ①少子高齢社会への対応  グラフ：5町村の年齢別人口の推移	<p style="text-align: center;"><b>【5町村の年齢別人口の推移】</b></p> <table border="1"> <caption>【5町村の年齢別人口の推移】（推定値）</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>老年人口</th> <th>生産年齢人口</th> <th>年少人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成17年</td> <td>11,500</td> <td>25,500</td> <td>6,500</td> </tr> <tr> <td>平成22年</td> <td>11,500</td> <td>23,500</td> <td>5,500</td> </tr> <tr> <td>平成27年</td> <td>11,800</td> <td>22,000</td> <td>4,500</td> </tr> <tr> <td>令和2年</td> <td>12,500</td> <td>18,500</td> <td>4,000</td> </tr> </tbody> </table>	年	老年人口	生産年齢人口	年少人口	平成17年	11,500	25,500	6,500	平成22年	11,500	23,500	5,500	平成27年	11,800	22,000	4,500	令和2年	12,500	18,500	4,000	<p style="text-align: center;"><b>【5町村の年齢別人口の推移】</b></p> <table border="1"> <caption>【5町村の年齢別人口の推移】（推定値）</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>老年人口</th> <th>生産年齢人口</th> <th>年少人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成7年</td> <td>9,500</td> <td>28,000</td> <td>9,000</td> </tr> <tr> <td>平成12年</td> <td>10,500</td> <td>27,000</td> <td>7,500</td> </tr> <tr> <td>平成17年</td> <td>11,500</td> <td>25,500</td> <td>6,500</td> </tr> <tr> <td>平成22年</td> <td>11,500</td> <td>23,500</td> <td>5,000</td> </tr> </tbody> </table>	年	老年人口	生産年齢人口	年少人口	平成7年	9,500	28,000	9,000	平成12年	10,500	27,000	7,500	平成17年	11,500	25,500	6,500	平成22年	11,500	23,500	5,000
年	老年人口	生産年齢人口	年少人口																																								
平成17年	11,500	25,500	6,500																																								
平成22年	11,500	23,500	5,500																																								
平成27年	11,800	22,000	4,500																																								
令和2年	12,500	18,500	4,000																																								
年	老年人口	生産年齢人口	年少人口																																								
平成7年	9,500	28,000	9,000																																								
平成12年	10,500	27,000	7,500																																								
平成17年	11,500	25,500	6,500																																								
平成22年	11,500	23,500	5,000																																								
19 ページ	(2) 地域の課題 ⑦新たな行政システムの構築	<p>厳しい財政状況の下、行財政の効率化を推進していく必要がありますが、他方で、各地域の活力を維持・向上させるため、それぞれの地域の特性を<u>活かした</u>まちづくりを継承・発展させていかなければなりません。</p>	<p>厳しい財政状況の下、行財政の効率化を推進していく必要がありますが、他方で、各地域の活力を維持・向上させるため、それぞれの地域の特性を<u>生かした</u>まちづくりを継承・発展させていかなければなりません。</p>																																								
25 ページ	第3章 まちづくりの基本方針  第1節 まちづくりの基本理念  (2) 基本理念	<p>厳しい財政状況の下、これまでこうした潜在的な地域の力を各町村が単独では<u>活かしきれない</u>でしたが、5町村は、クラスター方式による合併を行うことにより、地域の活力を引き出し、豊かな自然環境の保全・活用を行いながら、本地域の発展可能性を開花させていきます。 (略)</p>	<p>厳しい財政状況の下、これまでこうした潜在的な地域の力を各町村が単独では<u>生かしきれない</u>でしたが、5町村は、クラスター方式による合併を行うことにより、地域の活力を引き出し、豊かな自然環境の保全・活用を行いながら、本地域の発展可能性を開花させていきます。 (略)</p>																																								
26 ページ	(3) 新市の将来像	<p>以上の基本理念を踏まえて、新市がそれぞれの地域の個性を<u>活かしながら</u>、新市全体として活力を高めてさらなる発展を遂げ、自然と調和し、潤いに満ちた新都市を建設することを目指して、本市の将来像を「あぶくまの人・郷・夢を育むまち ～ はつらつ高原都市 田村市～」とします。</p>	<p>以上の基本理念を踏まえて、新市がそれぞれの地域の個性を<u>生かしなが</u>ら、新市全体として活力を高めてさらなる発展を遂げ、自然と調和し、潤いに満ちた新都市を建設することを目指して、本市の将来像を「あぶくまの人・郷・夢を育むまち ～ はつらつ高原都市 田村市～」とします。</p>																																								

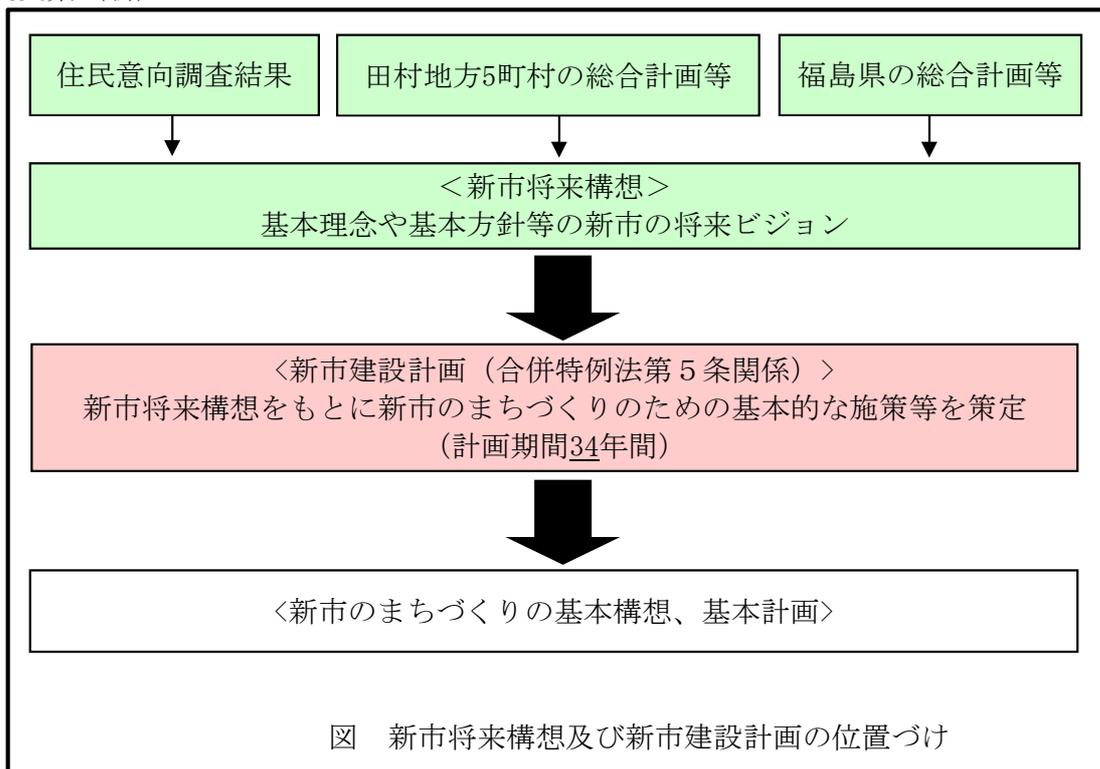
頁	項目	変更案（新）	現行（旧）																																																																																														
30 ページ	第2節 新市の基本方針  (2) 新市の土地利用構想  ③新市は、中通りの中核をなす都市の一つとなります。	新市は、約45,000人（合併当時）の人口、458.30km <sup>2</sup> と広大な面積を有する中通りの中核をなす都市の一つとなります。新市の面積の62%を山林が占めており、この豊かな自然を <u>活かし</u> 、従来の都市とは異なる田園型の新たな都市像を目指します。	新市は、約45,000人（合併当時）の人口、458.30km <sup>2</sup> と広大な面積を有する中通りの中核をなす都市の一つとなります。新市の面積の62%を山林が占めており、この豊かな自然を <u>生かし</u> 、従来の都市とは異なる田園型の新たな都市像を目指します。																																																																																														
31 ページ	(3) 将来指標	新市の将来人口は、平成27年（2015年）、令和2年（2020年）の男女別・年齢5歳階級別人口に基づきトレンド推計※4により算出した合計特殊出生率※5とコーホート変化率※6を組み合わせて独自推計しました。	新市の将来人口は、平成21年（2009年）、平成26年（2014年）の男女別・年齢5歳階級別人口に基づきトレンド推計※4により算出した合計特殊出生率※5とコーホート変化率※6を組み合わせて_____推計しました。 政策的要因などによる増減は、加味していません。																																																																																														
31 ページ	(図表) 新市の人口推計	<p style="text-align: center;">新市の人口推計 単位：人</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区 分</th> <th colspan="2">国勢調査人口</th> <th colspan="4">将来人口推計</th> </tr> <tr> <th>平成27年</th> <th>令和2年</th> <th>令和7年</th> <th>令和12年</th> <th>令和17年</th> <th>令和22年</th> </tr> <tr> <th>(2015年)</th> <th>(2020年)</th> <th>(2025年)</th> <th>(2030年)</th> <th>(2035年)</th> <th>(2040年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総人口</td> <td>38,503</td> <td>35,169</td> <td>32,874</td> <td>30,611</td> <td>28,440</td> <td>26,485</td> </tr> <tr> <td>年少人口 (0～14歳)</td> <td>4,312 (11.2%)</td> <td>3,630 (10.3%)</td> <td>3,273 (10.0%)</td> <td>2,969 (9.7%)</td> <td>2,885 (10.1%)</td> <td>2,777 (10.5%)</td> </tr> <tr> <td>生産年齢人口 (15～64歳)</td> <td>22,178 (57.6%)</td> <td>18,906 (53.8%)</td> <td>16,627 (50.6%)</td> <td>14,870 (48.6%)</td> <td>13,292 (46.7%)</td> <td>12,359 (46.7%)</td> </tr> <tr> <td>老年人口 (65歳以上)</td> <td>12,013 (31.2%)</td> <td>12,633 (35.9%)</td> <td>12,974 (39.5%)</td> <td>12,772 (41.7%)</td> <td>12,264 (43.1%)</td> <td>11,349 (42.9%)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	国勢調査人口		将来人口推計				平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	(2015年)	(2020年)	(2025年)	(2030年)	(2035年)	(2040年)	総人口	38,503	35,169	32,874	30,611	28,440	26,485	年少人口 (0～14歳)	4,312 (11.2%)	3,630 (10.3%)	3,273 (10.0%)	2,969 (9.7%)	2,885 (10.1%)	2,777 (10.5%)	生産年齢人口 (15～64歳)	22,178 (57.6%)	18,906 (53.8%)	16,627 (50.6%)	14,870 (48.6%)	13,292 (46.7%)	12,359 (46.7%)	老年人口 (65歳以上)	12,013 (31.2%)	12,633 (35.9%)	12,974 (39.5%)	12,772 (41.7%)	12,264 (43.1%)	11,349 (42.9%)	<p style="text-align: center;">新市の人口推計 単位：人</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区 分</th> <th colspan="2">国勢調査人口</th> <th colspan="4">将来人口推計</th> </tr> <tr> <th>平成7年</th> <th>平成12年</th> <th>平成21年</th> <th>平成26年</th> <th>平成31年</th> <th>平成36年</th> </tr> <tr> <th>(1995年)</th> <th>(2000年)</th> <th>(2009年)</th> <th>(2014年)</th> <th>(2019年)</th> <th>(2024年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総人口</td> <td>46,129</td> <td>45,052</td> <td>41,297</td> <td>37,831</td> <td>34,462</td> <td>31,203</td> </tr> <tr> <td>年少人口 (0～14歳)</td> <td>8,776 (19.0%)</td> <td>7,441 (16.5%)</td> <td>5,367 (13.0%)</td> <td>4,398 (11.6%)</td> <td>3,584 (10.4%)</td> <td>2,992 (9.6%)</td> </tr> <tr> <td>生産年齢人口 (15～64歳)</td> <td>27,938 (60.6%)</td> <td>26,885 (59.7%)</td> <td>24,118 (58.4%)</td> <td>21,699 (57.4%)</td> <td>18,537 (53.8%)</td> <td>15,560 (49.9%)</td> </tr> <tr> <td>高齢人口 (65歳以上)</td> <td>9,415 (20.4%)</td> <td>10,726 (23.8%)</td> <td>11,812 (28.6%)</td> <td>11,734 (31.0%)</td> <td>12,341 (35.8%)</td> <td>12,651 (40.5%)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※平成21年、平成26年は実績値</p>	区 分	国勢調査人口		将来人口推計				平成7年	平成12年	平成21年	平成26年	平成31年	平成36年	(1995年)	(2000年)	(2009年)	(2014年)	(2019年)	(2024年)	総人口	46,129	45,052	41,297	37,831	34,462	31,203	年少人口 (0～14歳)	8,776 (19.0%)	7,441 (16.5%)	5,367 (13.0%)	4,398 (11.6%)	3,584 (10.4%)	2,992 (9.6%)	生産年齢人口 (15～64歳)	27,938 (60.6%)	26,885 (59.7%)	24,118 (58.4%)	21,699 (57.4%)	18,537 (53.8%)	15,560 (49.9%)	高齢人口 (65歳以上)	9,415 (20.4%)	10,726 (23.8%)	11,812 (28.6%)	11,734 (31.0%)	12,341 (35.8%)	12,651 (40.5%)
区 分	国勢調査人口			将来人口推計																																																																																													
	平成27年	令和2年		令和7年	令和12年	令和17年	令和22年																																																																																										
	(2015年)	(2020年)	(2025年)	(2030年)	(2035年)	(2040年)																																																																																											
総人口	38,503	35,169	32,874	30,611	28,440	26,485																																																																																											
年少人口 (0～14歳)	4,312 (11.2%)	3,630 (10.3%)	3,273 (10.0%)	2,969 (9.7%)	2,885 (10.1%)	2,777 (10.5%)																																																																																											
生産年齢人口 (15～64歳)	22,178 (57.6%)	18,906 (53.8%)	16,627 (50.6%)	14,870 (48.6%)	13,292 (46.7%)	12,359 (46.7%)																																																																																											
老年人口 (65歳以上)	12,013 (31.2%)	12,633 (35.9%)	12,974 (39.5%)	12,772 (41.7%)	12,264 (43.1%)	11,349 (42.9%)																																																																																											
区 分	国勢調査人口		将来人口推計																																																																																														
	平成7年	平成12年	平成21年	平成26年	平成31年	平成36年																																																																																											
	(1995年)	(2000年)	(2009年)	(2014年)	(2019年)	(2024年)																																																																																											
総人口	46,129	45,052	41,297	37,831	34,462	31,203																																																																																											
年少人口 (0～14歳)	8,776 (19.0%)	7,441 (16.5%)	5,367 (13.0%)	4,398 (11.6%)	3,584 (10.4%)	2,992 (9.6%)																																																																																											
生産年齢人口 (15～64歳)	27,938 (60.6%)	26,885 (59.7%)	24,118 (58.4%)	21,699 (57.4%)	18,537 (53.8%)	15,560 (49.9%)																																																																																											
高齢人口 (65歳以上)	9,415 (20.4%)	10,726 (23.8%)	11,812 (28.6%)	11,734 (31.0%)	12,341 (35.8%)	12,651 (40.5%)																																																																																											
33 ページ	第2節 新市の施策  (1) 元気で活力のある産業のまち  ①地域の特性を活かした農林業の振興	基幹作物である葉たばこ、園芸作物や肉用牛、それらを活かした加工品のブランド化などにより、本地域における現在の農産物の振興を図るとともに、葉たばこなどに代わる新たな農産物の産地化、販路拡大、振興も進めていきます。さらに、エゴマ生産の推進や無農薬農園の育成、 <u>みどり認定農業者</u> ※7の育成など、安全・安心な食品づくりや健康づくり、循環型社会の推進といった近時の時代要請に対応した新たな農業の振興などにも取り組んでいきます。 (略)	基幹作物である葉たばこ、園芸作物や肉用牛のブランド化などにより、本地域における現在の農産物の振興を図るとともに、葉たばこなどに代わる新たな農産物の産地化、販路拡大、振興も進めていきます。さらに、エゴマ生産の推進や無農薬農園の育成、 <u>エコファーマー</u> ※7の育成など、安全・安心な食品づくりや健康づくり、循環型社会の推進といった近時の時代要請に対応した新たな農業の振興などにも取り組んでいきます。 (略)																																																																																														

頁	項目	変更案（新）	現行（旧）																														
33 ページ	(1) 元気で活力のある産業のまち ①地域の特性を活かした農林業の振興	また、認定農業者などの担い手農家を育成し、その経営改善の支援を行うとともに、新規に就農を希望する者の受け入れ体制も整備していくことにより、農業従事者の担い手不足を解消し、農地の荒廃防止や優良農地の保全を図ります。 さらに、担い手の減少下においても、効率的な営農が展開できるよう、スマート農業技術の導入推進に取り組みます。 林業振興については、地場産材の利活用の推進のほか、林道等を活用した森林整備、林産物採取、保健休養エリアの活用の推進を図り、環境保全の観点も含めた新たな取り組みを行います。	また、認定農業者などの担い手農家を育成し、その経営改善の支援を行うとともに、新規に就農を希望する者の受け入れ体制も整備していくことにより、農業従事者の担い手不足を解消し、農地の荒廃防止や優良農地の保全を図ります。  林業振興については、地場産材の利活用の推進のほか、林道等を活用した森林整備、林産物採取、保健休養エリアの活用の推進を図り、環境保全の観点も含めた新たな取り組みを行います。																														
33 ページ	脚注	※7 みどり認定農業者：「たい肥を活用した土づくりと化学肥料・化学農薬の使用__低減を一体的に行う事業活動」や「温室効果ガス排出量を削減する取組」など、環境にやさしい農業に取り組むものとして県から認定された農業者（個人又は法人）のことで、 <u>みどり認定農業者</u> になると金融・税制上の特例措置を受けられます。	※7 エコファーマー：__たい肥を活用した土づくりと化学肥料・__農薬の使用の低減を一体的に行う__環境にやさしい農業に取り組むものとして県から認定された農業者（個人又は法人）のことで、 <u>エコファーマー</u> になると金融・税制上の特例措置を受けられます。																														
34 ページ	(図表)	<table border="1"> <tr> <td>地域の特性を活かした農林業の振興</td> <td>新規就農者への支援、新たな作物の振興</td> <td>新規就農希望者、定年帰農者などへの支援と農地確保 小麦、果樹、サツマイモ等新規作物の支援等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>みどり認定農業者の育成、循環型農業の振興</td> <td>持続型農業生産方式の導入に係る認定農業者の育成と循環型農業振興のための機械・施設の導入促進</td> </tr> <tr> <td></td> <td>畜産振興対策</td> <td>優良後継雌牛導入事業 乳用繁殖牛自家保留助成事業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>治山・林道事業</td> <td>治山、林道の開設、改良、舗装</td> </tr> <tr> <td></td> <td>森林資源の活用と保全</td> <td>間伐等の森林整備と放射性物質対策及び広葉樹林の再生事業、緑化推進、森林環境交付金の森林環境学習等、森林環境譲与税の活用による森林整備等</td> </tr> </table>	地域の特性を活かした農林業の振興	新規就農者への支援、新たな作物の振興	新規就農希望者、定年帰農者などへの支援と農地確保 小麦、果樹、サツマイモ等新規作物の支援等		みどり認定農業者の育成、循環型農業の振興	持続型農業生産方式の導入に係る認定農業者の育成と循環型農業振興のための機械・施設の導入促進		畜産振興対策	優良後継雌牛導入事業 乳用繁殖牛自家保留助成事業		治山・林道事業	治山、林道の開設、改良、舗装		森林資源の活用と保全	間伐等の森林整備と放射性物質対策及び広葉樹林の再生事業、緑化推進、森林環境交付金の森林環境学習等、森林環境譲与税の活用による森林整備等	<table border="1"> <tr> <td>地域の特性を活かした農林業の振興</td> <td>新規就農者への支援、新たな作物の振興</td> <td>新規就農希望者、定年帰農者などへの支援と農地確保 小麦、果樹、<u>ヤーコン</u>等新規作物の導入検討、<u>桑炭の有効活用の検討等</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>エコファーマーの育成、循環型農業の振興</td> <td>持続型農業生産方式の導入に係る認定農業者の育成と循環型農業振興のための機械・施設の導入促進</td> </tr> <tr> <td></td> <td>畜産振興対策</td> <td>優良基礎雌牛推進対策事業 特別導入事業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>治山・林道事業</td> <td>林道の開設、改良、舗装</td> </tr> <tr> <td></td> <td>森林資源の活用と保全</td> <td>造林への補助 森林整備地域活動支援交付金事業 緑化推進、保安林整備、松くい虫防除等</td> </tr> </table>	地域の特性を活かした農林業の振興	新規就農者への支援、新たな作物の振興	新規就農希望者、定年帰農者などへの支援と農地確保 小麦、果樹、 <u>ヤーコン</u> 等新規作物の導入検討、 <u>桑炭の有効活用の検討等</u>		エコファーマーの育成、循環型農業の振興	持続型農業生産方式の導入に係る認定農業者の育成と循環型農業振興のための機械・施設の導入促進		畜産振興対策	優良基礎雌牛推進対策事業 特別導入事業		治山・林道事業	林道の開設、改良、舗装		森林資源の活用と保全	造林への補助 森林整備地域活動支援交付金事業 緑化推進、保安林整備、松くい虫防除等
地域の特性を活かした農林業の振興	新規就農者への支援、新たな作物の振興	新規就農希望者、定年帰農者などへの支援と農地確保 小麦、果樹、サツマイモ等新規作物の支援等																															
	みどり認定農業者の育成、循環型農業の振興	持続型農業生産方式の導入に係る認定農業者の育成と循環型農業振興のための機械・施設の導入促進																															
	畜産振興対策	優良後継雌牛導入事業 乳用繁殖牛自家保留助成事業																															
	治山・林道事業	治山、林道の開設、改良、舗装																															
	森林資源の活用と保全	間伐等の森林整備と放射性物質対策及び広葉樹林の再生事業、緑化推進、森林環境交付金の森林環境学習等、森林環境譲与税の活用による森林整備等																															
地域の特性を活かした農林業の振興	新規就農者への支援、新たな作物の振興	新規就農希望者、定年帰農者などへの支援と農地確保 小麦、果樹、 <u>ヤーコン</u> 等新規作物の導入検討、 <u>桑炭の有効活用の検討等</u>																															
	エコファーマーの育成、循環型農業の振興	持続型農業生産方式の導入に係る認定農業者の育成と循環型農業振興のための機械・施設の導入促進																															
	畜産振興対策	優良基礎雌牛推進対策事業 特別導入事業																															
	治山・林道事業	林道の開設、改良、舗装																															
	森林資源の活用と保全	造林への補助 森林整備地域活動支援交付金事業 緑化推進、保安林整備、松くい虫防除等																															

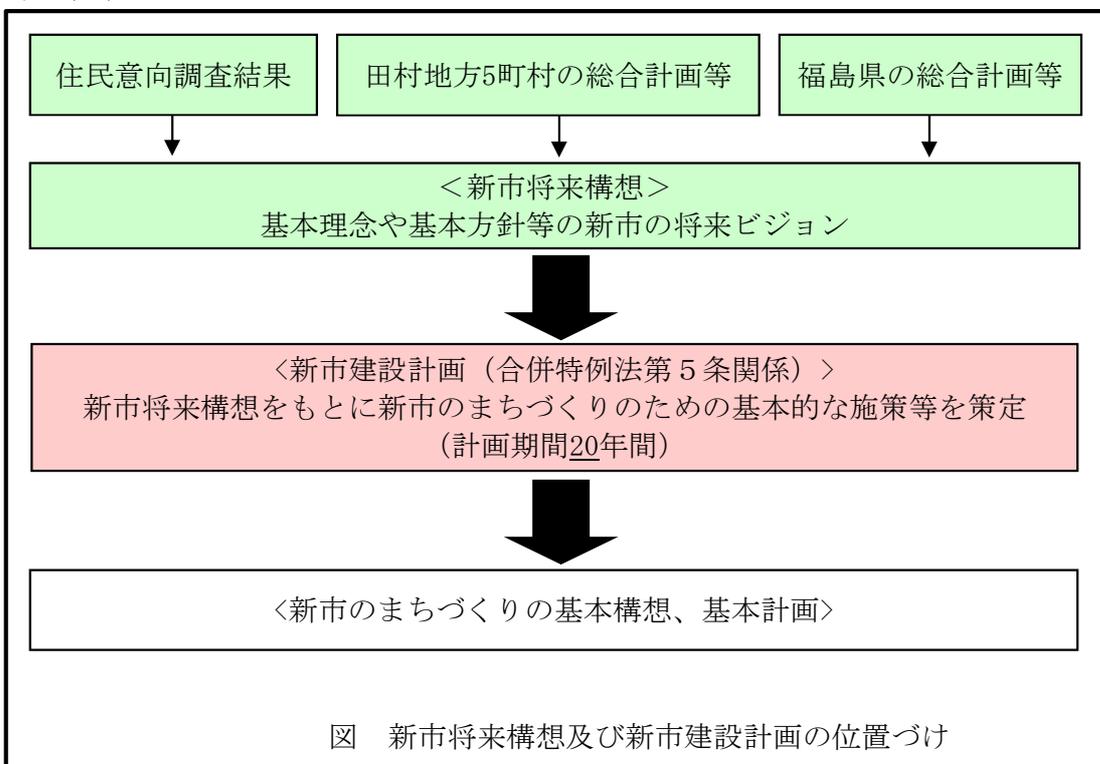
頁	項目	変更案（新）	現行（旧）						
37 ページ	(図表) ⑥地域福祉の 充実	<table border="1"> <tr> <td>生涯にわたる健康 づくりの推進</td> <td>住民総合健診事業</td> <td>各年齢層の住民に対す る総合的な健診の実施</td> </tr> </table>	生涯にわたる健康 づくりの推進	住民総合健診事業	各年齢層の住民に対す る総合的な健診の実施	<table border="1"> <tr> <td>生涯にわたる健康 づくりの推進</td> <td>住民総合健診事業</td> <td>各年齢層の住民に対す る総合的な健診の実施</td> </tr> </table>	生涯にわたる健康 づくりの推進	住民総合健診事業	各年齢層の住民に対す る総合的な健診の実施
生涯にわたる健康 づくりの推進	住民総合健診事業	各年齢層の住民に対す る総合的な健診の実施							
生涯にわたる健康 づくりの推進	住民総合健診事業	各年齢層の住民に対す る総合的な健診の実施							
37 ページ	(図表) ⑥地域福祉の 充実	<table border="1"> <tr> <td>障害者支援施策の 充実</td> <td>精神障害者社会復帰相 談指導事業</td> <td>日常生活（調理、生 活、会話、作製等）、 交流、レクリエーショ ン及び病気・服薬に関 する相談指導体制の充 実</td> </tr> </table>	障害者支援施策の 充実	精神障害者社会復帰相 談指導事業	日常生活（調理、生 活、会話、作製等）、 交流、レクリエーショ ン及び病気・服薬に関 する相談指導体制の充 実	<table border="1"> <tr> <td>障害者支援施策の 充実</td> <td>精神障害者社会復帰相 談指導事業</td> <td>日常生活（調理、生 活、会話、作製等）、 交流、レクリエーショ ン及び病気・服薬に関 する相談指導体制の充 実</td> </tr> </table>	障害者支援施策の 充実	精神障害者社会復帰相 談指導事業	日常生活（調理、生 活、会話、作製等）、 交流、レクリエーショ ン及び病気・服薬に関 する相談指導体制の充 実
障害者支援施策の 充実	精神障害者社会復帰相 談指導事業	日常生活（調理、生 活、会話、作製等）、 交流、レクリエーショ ン及び病気・服薬に関 する相談指導体制の充 実							
障害者支援施策の 充実	精神障害者社会復帰相 談指導事業	日常生活（調理、生 活、会話、作製等）、 交流、レクリエーショ ン及び病気・服薬に関 する相談指導体制の充 実							
38 ページ	(3) 21世紀を担う人 づくりのまち  ③生涯学習・社会教 育の充実	生涯学習に対する需要の高度化・多様化を踏まえ、それぞれの住民の学習意欲に対応した様々な学習や住民同士の交流ができるような機会を確保し、にぎわい創出による地域活性化に努めるとともに、その拠点となる生涯学習を中心とした複合施設の整備を進めます。また、旧町村ごとの図書館をネットワーク化することなどにより、新市の住民全員が有効に使えるシステムづくりを進めます。	生涯学習に対する需要の高度化・多様化を踏まえ、それぞれの住民の学習意欲に対応した様々な学習や住民同士の交流ができ__ような機会を確保し、にぎわい創出による地域活性化に努めるとともに、その拠点となる生涯学習を中心とした複合施設の整備を進めます。また、旧町村ごとの図書館をネットワーク化することなどにより、新市の住民全員が有効に使えるシステムづくりを進めます。						
39 ページ	(図表) 地域の文化の 保存と継承	<table border="1"> <tr> <td>地域の文化の保存 と継承</td> <td>史跡等の保存整備事業</td> <td>史跡等の整備、芸術文 化活動の推進</td> </tr> </table>	地域の文化の保存 と継承	史跡等の保存整備事業	史跡等の整備、芸術文 化活動の推進	<table border="1"> <tr> <td>地域の文化の保存 と継承</td> <td>史跡等の保存整備事業</td> <td>史跡等の整備</td> </tr> </table>	地域の文化の保存 と継承	史跡等の保存整備事業	史跡等の整備
地域の文化の保存 と継承	史跡等の保存整備事業	史跡等の整備、芸術文 化活動の推進							
地域の文化の保存 と継承	史跡等の保存整備事業	史跡等の整備							
40 ページ	(4) 自然を大切に し、生活環境が充実し たまち  ②環境保全対策の充 実	小野町_____と連携をとりながら、ごみ焼却場の整備等、一般廃棄物の適正な処理体制の整備を進めるとともに、住民、企業双方におけるリサイクル活動を積極的に推進し、地球環境にやさしい循環型社会の構築に向けた取組みを行います。	田村広域行政組合と連携をとりながら、ごみ焼却場の整備等、一般廃棄物の適正な処理体制の整備を進めるとともに、住民、企業双方におけるリサイクル活動を積極的に推進し、地球環境にやさしい循環型社会の構築に向けた取組みを行います。						
40 ページ	(4) 自然を大切に し、生活環境が充実し たまち  ⑦水辺環境の整備	住民が安心して生活できるよう、豊かな自然や住民の生活環境に配慮した河川、ため池等の改修を進めながら、水辺に親しむ公園の整備を推進します。	住民の安全を確保する __河川、ため池等の改修を進めながら、水辺に親しむ公園の整備を推進します。						
49 ページ	第6章 財政計画	財政計画は、新市における財政運営の指針として、平成17年度から平成20年度までの34年間について、歳入、歳出の項目ごとに、現状や過去の実績を基に人口推移等を勘案して普通会計ベースで作成したものです。 (略)	財政計画は、新市における財政運営の指針として、平成17年度から平成36年度までの20年間について、歳入、歳出の項目ごとに、現状や過去の実績を基に人口推移等を勘案して普通会計ベースで作成したものです。 (略)						

頁	項目	変更案（新）	現行（旧）
49 ページ	第1節 歳入	<p>(2) 地方譲与税 税財源の推移を勘案して概ね現状どおりの額を見込んでいます。</p> <p>(3) 交付金 税財源の推移を勘案して概ね現状どおりの額を見込んでいます。</p> <p>(4) 地方交付税 平成26年度までは合併に伴う算定の特例（合併算定替）、平成27年度から令和元年度までは激変緩和措置がありましたが、令和2年度以降は特例措置がなくなり一本算定となったことから、過大に見積もることのないよう現行制度を基本に算定しています。</p> <p>(7) 地方債 新市建設計画に基づく主な事業について、交付税措置率の高い合併特例債、過疎対策事業債、辺地対策事業債等_____を活用するものとし算定しています。</p>	<p>(2) 地方譲与税 税財源の推移を勘案して算定しています。</p> <p>(3) 交付金 利子割交付金、配当割・株式等譲与所得割交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金については、税財源の推移を勘案して算定しています。 地方消費税交付金、自動車取得税交付金については、地方税法等の改正を勘案し算定しています。</p> <p>(4) 地方交付税 平成26年度までは合併に伴う算定の特例（合併算定替）により算定しています。平成27年度から平成31年度までは激変緩和措置を勘案し、平成32年度からは特例措置がなくなり一本算定となることを勘案して算定しています。 特別交付税については、合併に伴う措置額を加算しています。</p> <p>(7) 地方債 新市建設計画に基づく主な事業について、交付税措置率の高い合併特例債、過疎対策事業債、辺地対策事業債、臨時財政対策債を活用するものとし算定しています。</p>
50 ページ	第2節 歳出	<p>(5) 補助費等 負担金その他の補助費については、現状の額を基にして算定しています。</p> <p>(6) 公債費 既に発行している合併特例債等の償還予定額と、今後発行する_____地方債の償還予定額を見込んでいます。</p> <p>(9) 繰出金 概ね現状どおりの額を見込んでいます。</p> <p>(10) 投資的経費 後年度予定事業費を基礎としながら、新市建設計画に基づく事業及びその他の事業に要する経費について、健全な財政運営を行うことができる範囲の額を見込んでいます。</p>	<p>(5) 補助費等 一部事務組合に対する負担金などの補助費等については、現状の額を基にして算定しています。</p> <p>(6) 公債費 既に発行している地方債_____の償還予定額と、今後発行する合併特例債等の地方債の償還予定額を見込んでいます。</p> <p>(9) 繰出金 特別会計への繰出金は、国民健康保険事業、介護保険、後期高齢者医療の保険給付費等が年々増加するものと見込んでいます。 下水道事業については、建設事業費、維持管理費が増加傾向となることを見込んでいます。</p> <p>(10) 投資的経費 _____新市建設計画に基づく事業及びその他の事業に要する経費について、健全な財政運営を行うことができる範囲の額を見込んでいます。</p>
51～52 ページ	【歳入】、【歳出】	(別紙2のとおり)	(別紙3のとおり)

変更案（新）



現行（旧）



(単位:百万円)

区	分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度
地方税		3,183	3,143	3,519	3,551	3,464	3,300	3,294	3,355	3,400	3,562	3,598	3,713	3,631	3,800	3,887	3,877	3,824	3,857	3,955	3,748	3,774	3,741	3,707	3,676	3,645	3,611	3,582	3,552	3,524	3,496	3,467	3,449	3,432	3,416
地方譲与税		490	637	325	314	294	286	278	261	249	238	249	247	247	249	264	281	286	297	300	307	308	309	310	311	312	313	314	315	317	318	319	320	321	322
利子割交付金		15	10	13	13	12	10	8	6	7	6	5	4	5	5	2	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
配当割交付金		5	8	10	3	3	3	3	4	9	17	13	10	12	9	12	9	16	12	14	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
株式等譲渡所得割交付金		6	5	4	1	1	1	1	1	1	1	1	5	11	7	6	11	16	9	15	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
地方消費税交付金		378	376	368	341	353	352	344	339	336	414	697	617	655	691	672	828	893	900	893	922	922	922	922	922	922	922	922	922	922	922	922	922	922	922
軽油引取税・自動車取得税交付金		118	120	110	103	56	54	45	73	68	32	45	42	59	56	28	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自動車税環境性能割交付金																9	16	16	17	22	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	
法人事業税交付金																	31	64	71	81	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	
地方特例交付金		79	62	25	43	51	62	51	9	9	10	10	12	13	15	70	29	78	27	32	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
地方交付税		9,232	9,031	8,838	9,253	9,475	10,047	11,614	10,702	10,683	11,140	10,246	9,844	9,691	9,411	11,745	9,651	10,637	9,158	9,527	9,028	8,123	8,026	7,899	7,851	7,715	7,648	7,537	7,472	7,407	7,345	7,286	7,183	7,120	7,058
交通安全対策特別交付金		5	6	6	5	5	5	5	4	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
国有提供施設等所在市町村助成交付金		2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
分担金・負担金		21	19	18	19	22	23	15	13	12	17	15	14	12	12	12	11	10	10	604	832	832	832	832	832	832	832	832	832	832	832	832	832	832	832
使用料		639	583	520	260	250	226	222	239	242	250	259	252	258	249	253	227	213	210	219	216	211	211	211	211	211	211	211	211	211	211	211	211	211	211
手数料		88	66	66	321	301	220	201	207	209	220	230	222	215	214	173	154	156	146	332	309	309	309	309	309	309	309	309	309	309	309	309	309	309	309
国庫支出金		1,198	1,236	1,241	1,848	3,931	2,545	2,380	2,937	2,239	3,094	3,767	5,289	5,444	7,195	3,033	7,546	4,471	4,300	2,993	4,041	4,732	2,479	2,325	2,933	2,888	2,107	2,080	2,023	1,997	1,971	1,941	1,917	1,893	
県支出金		1,138	1,057	1,257	1,309	1,110	1,232	2,315	2,905	12,259	14,489	2,810	3,046	2,063	8,497	8,247	3,353	2,743	1,769	1,826	1,916	1,999	1,973	1,954	1,937	1,431	1,412	1,396	1,380	1,364	1,348	1,330	1,315	1,301	
財産収入		48	109	32	35	42	38	40	96	48	153	64	109	211	67	151	77	76	68	71	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62
寄附金		3	1	5	6	7	34	181	75	18	13	16	34	29	187	192	181	181	106	150	174	174	174	174	174	174	174	174	174	174	174	174	174	174	
繰入金		1,427	615	303	355	180	139	106	725	968	1,478	272	626	3,077	2,376	2,739	4,515	740	1,791	3,982	2,704	1,873	384	351	321	639	302	403	400	463	524	519	645	733	
繰越金		42	202	204	291	732	510	741	1,070	787	1,247	1,747	976	914	1,319	976	3,656	2,853	3,153	1,905	794	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
諸収入		387	434	428	369	375	343	543	627	656	894	809	781	759	664	515	534	723	481	858	653	638	665	639	947	616	616	616	616	616	616	616	616	616	
地方債		1,851	2,453	2,521	2,576	3,123	2,921	2,699	2,119	1,814	4,518	2,643	1,913	1,245	1,098	1,772	2,725	1,978	1,435	2,185	2,576	2,787	741	721	1,043	1,029	624	624	624	624	624	624	624	624	
<b>歳入合計</b>		<b>20,354</b>	<b>20,175</b>	<b>19,816</b>	<b>21,018</b>	<b>23,790</b>	<b>22,363</b>	<b>25,088</b>	<b>25,768</b>	<b>34,031</b>	<b>41,807</b>	<b>27,513</b>	<b>27,751</b>	<b>28,555</b>	<b>36,125</b>	<b>34,763</b>	<b>37,719</b>	<b>29,980</b>	<b>27,831</b>	<b>29,968</b>	<b>28,557</b>	<b>27,074</b>	<b>21,107</b>	<b>20,697</b>	<b>21,810</b>	<b>21,062</b>	<b>19,423</b>	<b>19,341</b>	<b>19,172</b>	<b>19,101</b>	<b>19,031</b>	<b>18,891</b>	<b>18,858</b>	<b>18,829</b>	<b>18,708</b>

区	分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度
人件費		4,359	4,278	4,218	4,205	4,105	3,919	3,872	3,729	3,724	3,817	3,711	3,567	3,479	3,372	3,085	3,120	3,079	2,932	3,149	3,306	3,222	3,224	3,206	3,222	3,226	3,218	3,222	3,222	3,221	3,222	3,222	3,221	3,222	3,222
物件費		2,699	2,486	2,347	2,156	2,473	2,223	2,562	4,568	13,747	15,379	3,858	3,785	3,439	7,227	6,717	4,728	4,278	4,282	5,378	6,737	5,648	5,022	5,011	5,088	5,628	5,594	5,586	5,623	5,628	5,631	5,569	5,606	5,645	5,591
維持補修費		63	88	81	156	148	166	168	160	262	181	194	146	158	129	111	97	129	153	161	172	175	176	178	180	181	183	185	187	189	190	192	194	196	198
扶助費		1,185	1,281	1,372	1,394	1,545	2,068	2,437	2,153	2,161	2,262	2,322	2,470	2,438	2,472	2,542	2,472	2,627	2,714	2,917	2,862	2,818	2,775	2,733	2,691	2,645	2,617	2,590	2,563	2,536	2,504	2,479	2,453	2,428	
補助費等		2,449	2,633	2,606	2,931	3,723	3,138	2,965	3,042	3,154	3,245	3,402	3,197	2,906	2,749	3,007	6,884	3,772	3,539	3,491	4,343	5,115	3,387	3,044	3,060	3,064	3,064	3,064	3,064	3,064	3,064	3,064	3,064	3,064	3,064
公債費		3,280	3,366	3,219	3,480	3,296	3,135	2,822	2,822	2,834	2,770	2,996	3,001	2,984	2,940	2,905	2,899	3,147	3,114	2,962	2,841	2,726	2,725	2,515	2,375	2,242	2,189	2,137	2,086	2,036	1,988	1,940	1,894	1,849	1,805
積立金		1,705	531	14	82	113	351	952	131	327	339	871	3,074	4,404	6,656	1,568	909	1,171	169	582	834	124	124	124	124	124	124	124	124	124	124	124	124	124	124
投資・出資金・貸付金		172	164	113	97	69	106	109	117	99	476	152	161	34	31	193	222	253	261	277	277	277	277	277	277	277	277	277	277	277	277	277	277	277	277
繰出金		1,304	1,331	1,423	1,313	1,339	1,341	1,321	1,336	1,333	1,361	1,452	1,472	1,524	1,557	1,088	1,161	1,256	1,210	1,242	1,257	1,257	1,257	1,257	1,257	1,257	1,257	1,257	1,257	1,257	1,257	1,257	1,257	1,257	1,257
投資の経費(普通建設事業費)		2,709	3,564	3,563	4,009	6,053	4,676	4,564	4,524	4,446	9,274	6,615	5,159	4,982	7,611	8,615	9,071	5,801	6,801	8,653	5,831	5,667	2,097	2,310	3,494	2,372	872	872	742	742	742	742	742	742	
投資の経費(災害復旧事業費)		44	51	270	162	15	0	1,546	1,801	196	25	393	347	48	54	855	2,703	917	228	15	43	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
予備費																																			
<b>歳出合計</b>		<b>19,969</b>	<b>19,771</b>	<b>19,225</b>	<b>19,986</b>	<b>22,880</b>	<b>21,123</b>	<b>23,318</b>	<b>24,381</b>	<b>32,283</b>	<b>39,129</b>	<b>25,966</b>	<b>26,377</b>	<b>26,396</b>	<b>34,799</b>	<b>30,687</b>	<b>34,332</b>	<b>26,277</b>	<b>25,316</b>	<b>28,624</b>	<b>28,557</b>	<b>27,074</b>	<b>21,107</b>	<b>20,697</b>	<b>21,810</b>	<b>21,062</b>	<b>19,423</b>	<b>19,341</b>							

## 第6章 財政計画

## 【歳入】

(単位:百万円)

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	
地方税	3,183	3,143	3,519	3,551	3,464	3,300	3,294	3,355	3,400	3,478	3,453	3,475	3,475	3,435	3,545	3,501	3,460	3,419	3,377	3,336	3,295
地方譲与税	490	638	325	314	294	286	278	261	249	234	234	227	220	213	207	201	195	189	183	176	176
利子割交付金	16	10	13	13	12	10	8	6	7	6	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
配当割・株式等譲渡所得割交付金	5	8	10	3	3	3	3	4	20	4	10	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
地方消費税交付金	378	376	368	341	353	352	344	339	336	399	474	474	479	605	605	678	678	746	746	746	746
自動車取得税交付金	119	120	110	103	56	54	45	73	68	32	33	31	3	0	0	0	0	0	0	0	0
地方特例交付金	79	63	25	43	51	62	51	9	9	10	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
地方交付税	9,232	9,031	8,838	9,254	9,475	10,047	11,614	10,702	10,683	10,383	9,110	9,004	8,898	8,792	8,686	8,630	8,630	8,630	8,630	8,630	8,630
交通安全交付金	5	6	6	5	5	5	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
国有提供施設等所在交付金	3	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
分担金・負担金	21	19	18	19	22	23	15	13	12	17	24	24	24	24	24	23	23	23	23	22	22
使用料・手数料	727	649	586	581	551	456	423	445	451	460	466	466	461	457	452	448	443	439	343	430	430
国庫支出金	1,199	1,236	1,242	1,848	3,931	2,545	2,380	2,937	2,239	3,256	2,954	2,789	2,689	2,589	2,539	2,489	2,439	2,389	2,339	2,289	2,289
県支支出金	1,138	1,057	1,257	1,309	1,110	1,232	2,315	2,905	12,259	7,438	2,270	1,445	1,395	1,345	1,245	1,245	1,245	1,145	1,145	1,145	1,145
財産収入	48	110	32	35	42	38	40	96	48	32	36	52	52	52	47	47	47	47	42	42	42
寄附金	3	2	5	5	7	34	181	75	18	6	2	3	3	4	4	4	5	5	5	5	5
繰入金	1,427	615	303	355	180	139	106	725	968	1,933	968	330	306	123	356	314	233	220	188	210	210
繰越金	42	202	204	291	732	510	741	1,070	787	492	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
諸収入	388	435	428	369	376	343	543	627	656	752	596	591	584	579	567	561	555	549	543	537	537
地方債	1,850	2,453	2,521	2,576	3,123	2,921	2,699	2,119	1,814	5,288	3,262	1,983	1,399	1,243	893	801	807	795	788	782	782
合計	20,353	20,175	19,812	21,017	23,789	22,362	25,087	25,767	34,030	34,226	24,014	21,024	20,078	19,701	19,255	19,031	18,849	18,679	18,440	18,439	18,439

## 【歳出】

(単位:百万円)

(単位:百万円)

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
人件費	4,359	4,278	4,218	4,205	4,105	3,919	3,872	3,729	3,724	3,942	3,964	3,791	3,782	3,623	3,622	3,622	3,546	3,453	3,453	3,453
物件費	2,699	2,486	2,347	2,157	2,474	2,223	2,562	4,568	13,747	8,517	4,754	3,697	3,161	3,098	3,036	2,975	2,916	2,857	2,800	2,744
維持補修費	63	88	81	156	148	166	168	159	262	220	235	246	248	251	254	256	259	261	263	265
扶助費	1,185	1,281	1,372	1,394	1,545	2,068	2,437	2,153	2,161	2,197	2,378	2,234	2,230	2,231	2,230	2,232	2,231	2,223	2,214	2,206
補助費等	2,449	2,633	2,606	2,931	3,723	3,138	2,965	3,042	3,154	4,491	3,322	3,322	3,322	3,322	3,270	3,175	3,151	3,151	3,151	3,151
公債費	3,294	3,366	3,219	3,484	3,296	3,135	2,822	2,822	2,834	2,825	3,087	3,053	3,084	3,023	2,965	2,886	2,810	2,740	2,674	2,612
積立金	1,705	531	14	82	113	351	952	131	327	206	6	26	26	26	21	21	21	16	16	16
投資・出資金・貸付金	172	163	113	97	69	106	109	116	99	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
繰出金	1,304	1,331	1,423	1,309	1,339	1,341	1,321	1,336	1,333	1,652	1,468	1,510	1,546	1,580	1,616	1,650	1,679	1,710	1,741	1,775
投資の経費(普通建設事業費)	2,709	3,564	3,562	4,009	6,053	4,676	4,564	4,524	4,446	10,072	4,689	3,034	2,568	2,436	2,078	2,008	2,101	2,157	2,017	2,106
投資の経費(災害復旧事業費)	44	50	270	162	15	0	1,546	1,801	196	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	19,983	19,771	19,225	19,986	22,880	21,123	23,318	24,381	32,283	34,226	24,014	21,024	20,078	19,701	19,255	19,031	18,849	18,679	18,440	18,439

## 議案第34号

### 財産の取得について

財産の取得について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年田村市条例第51号)第3条の規定により、下記のとおり議会の議決を求める。

令和7年2月17日 提出

田村市長 白石 高 司

### 記

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | 田村市保健福祉厨房施設厨房機器の取得                             |
| 2 取得する動産 | 厨房機器一式   |
| 3 契約方法   | 随意契約   |
| 4 契約金額   | 80,300,000円                                    |
| 5 契約の相手方 | 郡山市大槻町字東竹ヶ原2番2号<br>株式会社フジマック 郡山営業所<br>所長 柳沼 直人 |